

第64回会期

議事日程議題 77

Kosovoの一方的独立宣言が国際法に適合しているかに関する国際司法裁判所の勧告的意見の要請

Kosovoに関する一方的独立宣言の国際法適合性に関する国際司法裁判所の勧告的意見

事務総長のノート

1. 2008年10月8日の第63回会期の第22回本会議において、総会は、国連憲章第96条に従って、総会決議63/3により、国際司法裁判所規程第65条に従って、次の問題に関する勧告的意見を与えることを、国際司法裁判所に要請することを決定した。
「 Kosovo暫定自治政府による一方的独立宣言は、国際法に適合しているか?」
2. 2010年7月22日に、国際司法裁判所は上記問題に関するその勧告的意見を言い渡した。
3. 2010年7月26日に、私は同裁判所のこの勧告的意見の正式に署名され封印された写しを受領した。
4. 私は、この結果として「 Kosovoに関する一方的独立宣言の国際法適合性」と表題のついた事件について、2010年7月22日に国際司法裁判所により与えられた勧告的意見を、総会に送る。
5. 勧告的意見に付けられた個別意見、分離意見および宣言は、このノートの補遺として発行される。

2010年7月22日
勸告的意見

Kosovoに関する一方的独立宣言の国際法適合性

目次

	項
手続の年代順配列	1-16
I. 管轄権と裁量	17-48
A. 管轄権	18-28
B. 裁量	29-48
II. 問題の範囲と意味	49-56
III. 事実に関する背景	57-77
A. 安全保障理事会決議 1244(1999)および関連 UNMIK 規則	58-63
B. 2008年2月17日以前の最終的地位プロセスにおける関連出来事	64-73
C. 2008年2月17日の出来事およびその後	74-77
IV. 独立宣言は国際法に適合しているかどうかという問題	78-121
A. 一般国際法	79-84
B. 安全保障理事会決議 1244 (1999) 及びその下に創出された UNMIK の憲法枠組	85-121
1. 安全保障理事会決議 1244 (1999) の解釈	94-100
2. 独立宣言は安全保障理事会決議 1244 (1999) 及びその下で採択された措置に適合しているかどうかの問題	101-121
(a) 独立宣言の起草者の身元	102-109
(b) 独立宣言の起草者は安全保障理事会決議 1244 (1999) 又はそのもとで採択された措置に違反して行動したかどうかという問題	110-121
V. 全体の結論	122
勧告的意見	123

国際司法裁判所

2010年

2010年7月22日

付託事件リスト 141番

2010年7月22日

コソボに関する一方的独立宣言の国際法適合性

要請された勸告的意見を与える裁判所の管轄権

国際司法裁判所規程第65条1項——国際連合憲章第96条1項——勸告的意見を要請する総会の権限——国際連合憲章第10条および第11条——総会は憲章に基づくその権限外で行動したという主張——国際連合憲章第12条1項——勸告的意見を要請する権限付与は第12条によって制限されない

裁判所が意見を与えることを要請されている問題は「法律問題」であるという要件——独立宣言をなす行為は国内憲法によって規律されるという主張——裁判所は、国内法に委ねる必要なしに国際法に典拠して問題に答えることができる——問題が政治的側面を有するという事実は、その問題から法律問題としての性格を奪うものではない——裁判所は、要請の背後にある政治的動機又は勸告的意見が有するかもしれない政治的含意にはかかわらない

裁判所は、要請された勸告的意見を与える管轄権を有する。

* * *

意見を与えるべきか否かを決定する裁判所の裁量

裁判所の司法機能の保全——「極めて強い理由」のみが、裁判所がその司法機能を行使することを断る結果に導くべきである——勸告的意見を要請する決議を支持する個々の国家の動機は、裁判所がその裁量を行使することと関係がない——意見の目的、有用性および政治的重要性を評価する要請機関

安全保障理事会および総会のそれぞれの権限の限界——コソボに関する安全保障理事会の関わり合いの性質——憲章第12条は、安全保障理事会で審理中の国際の平和と安全に対する脅威に関する総会による行動を妨げない——総会はコソボにおける事態に関して行動をとってきた。

裁判所が勸告的意見を与えない裁量を行使する極めて強い理由はない。

* *

問題の範囲と意味

総会決議63/3の問題の本文——問題を明確にする裁判所の権限——総会によって提示された問題を再定式化する必要はない——その司法機能の適切な行使のために、裁判所は、独立宣言の起草者の身元を証明しなければならない——総会は問題を決定する裁判所の自由を制限する意図はない——裁判所の役割は宣言が国際法に違反して採択されたか否かを決定することである

* *

事実の背景

コソボの暫定行政のための枠組は安全保障理事会によって適切に設定する——安全保障理事会決議1244 (1999) ——国際連合コソボ暫定行政ミッション (UNMIK) ——事務総長特別代理人の役割——UNMIK体制の「4本の柱」——暫定自治政府の憲法枠組——暫定自治政府機構と事務総長特別代表との関係

最終的地位プロセスにおける関連事項——コソボの最終的地位プロセスのための事務総長による特別使節の任命——コンタクト・グループの指導原則——協議プロセスの失敗——特別使節によるコソボの最終的地位解決に関する包括的提案——トロイカ体制の下でのコソボの将来の地位に関する交渉の失敗——2007年11月17日に行われたコソボ議会の選挙——2008年2月17日の独立宣言の採択

* *

独立宣言は国際法に従っているかどうか

国家実行に従えば独立宣言は禁止されていないこと——一方的独立宣言の禁止は、領土保全の原則に事実上含まれているとの主張——領土保全の原則の範囲は国家間の関係の分野に限られている——独立宣言に関する安全保障理事会の実行から一般的禁止を推論することはできない——自決権の範囲および「救済的分離」の権利の存在に関する問題は、総会によって提出された問題の範囲を超える

一般国際法は独立宣言の禁止に適用可能な法を含まない——2008年2月17日の独立宣言は一般国際法に違反しなかった

安全保障理事会決議1244 (1999) および憲法枠組——決議1244 (1999) は国際法上の義務を課しかつ適用可能な国際法の部分である——憲法枠組は国際法的性格を有する——憲法枠組は決議1244 (1999) に従って創出された特別の法秩序の部分である——憲法枠組は国内法の主題である問題を規律する——事務総長特別代理人の監督権限——安全保障理事会決議1244 (1999) および憲法枠組は2008年2月17日の時点において有効かつ適用可能であった——それらのいずれも終了を規定する条項を含んでおらず、かつ、廃止されなかった——事務総長特別代理人はコソボにおける彼の職務を執行し続ける

安全保障理事会決議1244 (1999) および憲法枠組は、裁判所で審理中の問題に答える場合に考慮されるべき国際法の部分を形成する

安全保障理事会決議の解釈——決議1244 (1999) はコソボにおける国際文民および安全保障プレゼンスを設立した——コソボの領土に対するその継続的主権から生じるセルビアの権限行使の一時的停止

——決議1244（1999）は暫定体制を創出した——決議1244（1999）の目的と意図

独立宣言の起草者の身元——独立宣言はコソボ議会の行為であったか否か独立宣言の起草者はコソボ暫定自治行政の枠組の範囲内で行動しようとはしなかった——起草者はコソボの国際義務を履行することを引き受けた——原文であるアルバニア語の本文においてコソボ議会の作業となる宣言に言及せず——事務総長特別代理人の沈黙——独立宣言の起草者は、暫定行政の枠組の外側でコソボ人民の代表者の立場で一つになって行動した

独立宣言の起草者は安全保障理事会決議1244（1999）に違反して行動したか否か——決議1244（1999）は国際連合加盟国および国際連合の機関に向けられた——その他の行為者に特別の義務は向けられていない——決議はコソボの最終的地位を扱う如何なる規定も含んでいなかった——安全保障理事会はコソボの状況の最終的決定を自らに留保しなかった——安全保障理事会決議1244（1999）は2008年2月17日の宣言の起草者が独立宣言を発することを妨げなかった——独立宣言は安全保障理事会決議1244（1999）に違反しなかった

独立宣言は暫定自治政府機構によって発布されなかった——独立宣言は憲法枠組に違反しなかった
独立宣言の採択は国際法の適用可能な規則に違反しなかった

勧告的意見

出席裁判官：小和田裁判所所長、トムカ副所長、コロマ、アル・ハサウネ、バーゲンソール、ジンマ、エブラヒム、キース、セプルベダ＝アモール、ベヌーナ、スコトニコフ、カンセド・トリンダージ、ユスフ、グリーンウッドの各裁判官；クーヴロー書記

コソボに関する一方的独立宣言の国際法との適合性に関して
裁判所は、
上記のように構成され、
以下の勧告的意見を与える。

1. 裁判所の勧告的意見が要請された問題は、2008年10月8日に国際連合総会（以下、総会）によって採択された決議63/3に述べられている。2008年10月10日にファクシミリで書記局が受領した2008年10月9日付の書簡により、その謄本は2008年10月15日に書記局が受領したのであるが、国連事務総長は、勧告的意見を求める問題を提出する総会の決定を裁判所に伝達した。英文版および仏文版の真正の複写であると証明された決議が書簡に同封されていた。決議は次のようである。

「総会は、
国際連合の目的と原則に配慮し、
国際連合憲章に基づく任務と権限に留意して、
2008年2月17日にコソボ暫定自治政府機構がセルビアからの独立を宣言したことを想起し
この行動は、現行国際法秩序との両立性に関して、国際連合加盟国から様々な反応を受けてきたことを認識し、

国際司法裁判所に要請する国際連合憲章第96条に従い、裁判所規程第65条に従って、次の問題に関して勧告的意見を要請することを決定する。

『コソボの暫定自治政府による一方的独立宣言は、国際法に適合しているか?』

2. 2008年10月10日付けの書簡によって、裁判所書記は、裁判所規程第66条1項に従い、勧告的意見の要請を、裁判所の裁判を受けることができるすべての国に通告した。
3. 2008年10月17日付けの命令により、規程第66条2項に従い、裁判所は、国際連合およびその加盟国が問題に関する情報を提供することができることを決定した。同じ命令により、裁判所は、問題に関して陳述書が提出されるべき時間的期限として2009年4月17日を、および、規程第66条4項に従い、書面の陳述を行った国および組織が他の書面による陳述について書面による意見を提出すべき時間的期限として2009年7月17日を、それぞれ設定した。

裁判所は、また、2008年2月17日の一方的独立宣言は勧告的意見を求めて裁判所に提出された問題の主題であるという事実を考慮して、その宣言の起草者は問題に関する情報を提供することができるかと考慮されたということを決めた。それ故、更に、同じ時間的期限内に裁判所に書面の提出をするよう起草者に求めることを決定した。
4. 2008年10月20日付けの書簡により、裁判所書記は、国際連合およびその加盟国に裁判所の決定を通知し、かつ、命令の複写を国際連合およびその加盟国に送付した。同日付けの書類により、裁判所書記は、独立宣言の起草者に裁判所の決定を通知し、かつ、命令の複写を彼らに送付した。
5. 規程第65条2項に従い、2009年1月30日、国際連合事務総長は、問題を明らかにすることができる書類一式を裁判所に伝達した。書類は後に裁判所のウェブサイトに入力された。
6. 裁判所によって設定された時間的期限内に、次の順序で諸国により書面の陳述が提出された。即ち、チェコ共和国、フランス、キプロス、中国、スイス、ルーマニア、アルバニア、オーストリア、エジプト、ドイツ、スロヴァキア、ロシア連邦、フィンランド、ポーランド、ルクセンブルグ、リビア＝アラブ国、連合王国、アメリカ合衆国、セルビア、スペイン、イランイスラム共和国、エストニア、ノルウェー、オランダ、スロベニア、日本、ブラジル、アイルランド、デンマーク、アルゼンチン、アゼルバイジャン、モルディブ、シエラレオネおよびボリビアである。一方的独立宣言の起草者は書面を提出した。2009年4月21日、裁判所書記は、書面の陳述をした全ての国家および一方的独立宣言の起草者に対して書面の陳述および書面の提出の複写を伝達した。
7. 2009年4月29日、裁判所は、設定期限の後の2009年4月24日に提出されたベネズエラ・ボリビア共和国の書面による陳述を受領することを決定した。
8. 2009年6月8日付の書簡により、裁判所書記は、国際連合およびその加盟国に、裁判所は、2009年12月1日に聴取を始めることを決定し、聴取においては、陳述書および場合によっては論評書を提出していたか否かに関係なく、国際連合および加盟国が口頭による陳述および論評を提示することができる旨を伝えた。国際連合およびその加盟国は、2009年9月15日までに、口頭による訴訟手続への参加の意図があるかどうかを、裁判所書記に伝えるよう求められた。更に書簡は、一方的独立宣言の起草者が口頭による寄与を提示することができる旨を述べていた。

同じ日付の書簡によって、裁判所書記は、一方的独立宣言の起草者に聴取を行う旨の裁判所の決定を伝え、同じ時間的期限の範囲内に、口頭による訴訟手続に参加する意図があるかどうかを知らせるよう求めた。

9. 裁判所によって設定された時間的期限内に、書面による論評が次の順序で提出された。即ち、フランス、ノルウェー、キプロス、セルビア、アルゼンチン、ドイツ、オランダ、アルバニア、スロベニア、スイス、ボリビア、連合王国、アメリカ合衆国およびスペインである。一方的独立宣言の起草者は書面による陳述に関する書面による寄与を提出した。
10. 上述の書面による論評および書面による寄与を受領した後、裁判所書記は、2009年7月24日、それらの複写を、陳述書、書面による論評を提出したすべての国および一方的独立宣言の起草者に伝達した。
11. 2009年7月30日付書簡によって、裁判所書記は、国際連合および書面による訴訟手続に参加しなかったすべての加盟国に、すべての陳述書および書面による論評並びに一方的独立宣言の起草者の書面による寄与を伝達した。
12. 2009年9月29日付書簡により、裁判所書記は、裁判所が設定した時間的期限内に、すでに示した訴訟手続に参加する意図を表明した者に対して聴取の詳細な時刻表を送付した。
13. 裁判所規則第106条に従い、裁判所は、裁判所に提出された陳述書および書面による論評並びに一方的独立宣言の起草者の書面による寄与を、口頭訴訟手続の開始の時から、公に利用し易くすることを決定した。
14. 2009年12月1日から11日まで開催された聴取の過程において、裁判所は、次の者からこの順序で口頭による陳述を聴取した。

セルビア共和国

H. E. Mr. Dušan T. Bataković、歴史学博士、パリ・ソルボンヌ大学（パリ第4大学）、駐セルビア共和国フランス大使、バルカン研究所副所長およびベルグラード大学助教授、代表団長

Mr. Vladimir Djerić、法学博士（ミシガン）、弁護士、Miki Jelj, Janković & Bogdanović、ベルグラード、補佐人および弁護士

Mr. Andreas Zimmerman、法学修士（ハーバード）、ポツダム大学国際法教授、ポツダム人権センター所長、常設仲裁裁判所裁判官、補佐人および弁護士

Mr. Malcolm N. Shaw 勅撰弁護士、ライセスター大学ロバート・ジェニングス卿国際法教授、連合王国、補佐人および弁護士

Mr. Marcelo G. Kohen、ジュネーブ国際開発大学院研究所国際法教授、ジュネーブ、国際法学会準会員、補佐人および弁護士

Mr. Saša Obradović、外務省一般監査官、代表団副団長

一方的独立宣言の起草者

Mr. Skender Hyseni、代表団団長

Sir Michael Wood、聖ミカエル・聖ジョージ上級勲爵士、イギリス法廷弁護士会会員、国際法委員会委員、弁護士

Mr. Daniel Müller、パリ・ウエスト大学ナンテール国際法センター (CEDIN) 研究員、ナンテール弁護士、弁護士

Mr. Sean D. Murphy、ジョージ・ワシントン大学パトリシア・ロバーツ・ハリス法学研究教授、弁護士

アルバニア共和国

H. E. Mr. Gazmend Barbullushi、駐オランダ王国アルバニア特命全権大使、法律顧問

Mr. Jochen A. Frowein、比較法修士、マックス・プランク国際法研究所名誉所長、ハイデルベルグ大学名誉教授、国際法学会会員、法律顧問

Mr. Terry D. Gill、アムステルダム大学軍事法教授およびユトレヒト大学国際公法准教授、法律顧問

ドイツ連邦共和国

Ms. Susanne Wasum-Rainer、法律顧問、連邦外務省 (ベルリン)

サウジ・アラビア王国

H. E. Mr. Abdullah A. Alshaghrood、駐オランダ王国サウジ・アラビア王国大使、代表団団長

アルゼンチン共和国

H. E. Madam Susana Ruiz Cerutti、大使、外務・国際貿易省法律顧問、代表団団長

オーストリア共和国

H. E. Mr. Helmut Tichy、大使、欧州・国際関係省法律顧問代理、

アゼルバイジャン共和国

H. E. Mr. Agshin Mehdiyev、駐国際連合アゼルバイジャン大使および常駐代表

ベラルーシ共和国

H. E. Madam Elena Gritsenko、駐オランダ王国ベラルーシ共和国大使、代表団団長

ボリビア多民族国家

H. E. Mr. Roberto Calzadilla Sarmiento、駐オランダ王国ボリビア多民族国家大使

ブラジル連邦共和国

H. E. Mr. José Artur Denot Medeiros、駐オランダ王国ブラジル連邦共和国大使

ブルガリア共和国

Mr. Zlatko Dimitroff、法学博士、外務省国際法局局長、代表団団長

ブルンジ共和国

Mr. Thomas Barankitse、法律アタッシェ、弁護士

Mr. Jean d'Aspremont、アムステルダム大学准教授、ルバン・カソリック大学招待講師、弁護士

中国人民共和国

H. E. Madam Xue Hanqin、東南アジア諸国連合 (ASEAN) 大使、外務省法律顧問、国際法委員会委員、国際法学会会員、代表団団長

キプロス共和国

H. E. Mr. James Droushiotis、駐オランダ王国キプロス共和国大使
Mr. Vaughan Lowe、勅撰弁護士、イギリス法廷弁護士会会員、オックスフォード大学
チチェリー国際法教授、補佐人および辩护人
Mr. Polyvios G. Polyviou、補佐人および辩护人

クロアチア共和国

H. E. Madam Andreja Metelko-Zgombić、大使、外務および欧州統合省主任法律顧問

デンマーク王国

H. E. Mr. Thomas Winkler、大使、大使、外務省法務関係次官、代表団団長

スペイン王国

Ms Concepción Escobar Hernández、法律顧問、外務・協力省国際法局局长、代表団
団長および辩护人

アメリカ合衆国

Mr. Harold Hongju Koh、国務省法律顧問、代表団団長および辩护人

ロシア連邦

H. E. Mr. Kirill Gevorgian、大使、外務省法律局局长、代表団団長

フィンランド共和国

Ms. Päivi Kaukoranta、外務省法律部門総局長

Mr. Martti Koskenniemi、ヘルシンキ大学教授

フランス共和国

Ms. Edwige Belliard、欧州・外務省法律局局长

Mr. Mathias Forteau、パリ・ウエスト大学教授、ナンテール弁護士

ヨルダン・ハシェマイト王国

H. R. H. Prince Zeid Raad Zeid Al Hussein、駐アメリカ合衆国ヨルダン・ハシェマ
イト王国大使、代表団団長

ノルウエー王国

Mr. Rolf Einar Fife、外務省法律局総局長、代表団団長

オランダ王国

Ms Liesbeth Lijnzaad、外務省法律顧問

ルーマニア

Mr. Bogdan Aurescu、外務大臣

Mr. Cosmin Dinescu、外務省法律局局长

連合王国

Mr. Daniel Bethlehem、勅撰弁護士、外務英連邦省法律顧問、連合王国代表、補佐人
および辩护人

Mr. James Crawford, S. C.、ケンブリッジ大学ヒューエル国際法教授、国際法学会会
員、補佐人および辩护人

ベネズエラ・ボリビア共和国

Mr. Alejandro Fleming、外務人民権力省欧州副大臣

ベトナム社会主義共和国

H. E. Madam Nguyen Thi Hoang Anh、法学博士、外務省国際法条約局局长

15. 口頭手続への参加者に対して裁判官から質問がなされた。それらの幾つかは求めに応じて制限時間内に書面で回答された。

16. シー裁判官は、口頭手続に参加した。彼は後に2010年5月28日付で裁判官を辞任した。

I. 管轄権と裁量

17. 勧告的意見の要請を把握する場合、裁判所は、最初に、裁判所が要請された意見を与える管轄権を有するか否か、および、それが肯定される場合、裁判所が、その裁量において、裁判所に提出された事件に対して管轄権を行使しない何らかの理由があるか否かを検討しなければならない。(核兵器による威嚇又は使用の合法性、勧告的意見、I. C. J. Reports 1996(I), p. 232, para. 10; パレスチナ占領地域における壁建設の法的効果、勧告的意見、I. C. J. Reports 2004(I), p. 144, para. 13)

A. 管轄権

18. 本裁判所は、最初に、2008年10月8日に総会によって要請された勧告的意見を与える管轄権を有するか否かという問題を取り上げる。勧告的意見を与える裁判所の権限は、裁判所規程65条に基づくものであり、次のように規定する。

「1. 裁判所は、国際連合憲章によって又は同憲章に従って要請することを許可される団体の要請があったときは、いかなる法律問題についても勧告的意見を与えることができる。」

19. この規定の適用において、本裁判所は次のことを指摘してきた。

「勧告的意見が憲章の下でそれを求めることを正当に許可された機関によって要請されること、それが法律問題について要請されること、および、総会および安全保障理事会に関する場合を除き、問題が勧告的意見を要請する機関の活動の範囲内で生じたものであることが、裁判所の権限の必須条件である。」(国際連合行政裁判所判決第273号の再審請求。勧告的意見、I. C. J. Reports 1982, pp. 333-334, para. 21)

20. 勧告的意見の要請が、国際連合の機関又はそれをなす権限を有する専門機関からのものである場合に、裁判所はこれに応じる。総会は、憲章第96条によって勧告的意見を要請することが許可されており、次のように規定する。

「1. 総会または安全保障理事会は、いかなる法律問題についても勧告的意見を与えるように国際司法裁判所に要請することができる。

2. 国際連合のその他の機関および専門機関でいずれかの時に総会の許可を得るものは、また、その活動の範囲内において生ずる法律問題について裁判所の勧告的意見を要請することができる。」

21. 第96条1項は総会に対して「いかなる法律問題」についても勧告的意見を要請する権限を与えているが、裁判所は、過去において、時折、勧告的意見の要請の主題となっている問題と総会の活動との関係に関して一定の指摘をしてきた。(ブルガリア、ハンガリーおよびルーマニアと締結された諸平

和条約の解釈、第一段階、勧告的意見、I. C. J. Reports 1950, p. 70; 核兵器による威嚇またはその使用の合法性、勧告的意見、I. C. J. Reports 1996 (I), pp. 232–233, paras. 11–12; パレスチナ占領地域における壁建設の法的効果、勧告的意見、I. C. J. Reports 2004 (I), p. 145, paras. 16–17)

22. 裁判所は、憲章第10条が次のように規定していることに注目する。

「総会は、この憲章の範囲内にある問題もしくは事項又はこの憲章に規定する機関の権限および任務に関する問題若しくは事項を討議し、並びに、第12条に規定する場合を除く外、このような問題又は事項について国際連合加盟国若しくは安全保障理事会又はこの両者に対して勧告をすることができる。」

更に、憲章の第11条2項は、「国際連合加盟国によって総会に付託される国際の平和および安全の維持に関するいかなる問題も」討議し、かつ、第12条の制限に従って、このような問題について勧告する権限を明確に総会に与えてきた。

23. 憲章第12条1項は、次のように規定する。

「1. 安全保障理事会がこの憲章によって与えられた任務をいずれかの紛争又は事態について遂行している間は、総会は、安全保障理事会が要請しない限り、この紛争又は事態について、いかなる勧告もしてはならない。」

24. 本件法的手続において、安全保障理事会がコソボにおける事態を把握していることを理由に、第12条1項の効果は、総会の勧告的意見要請が憲章の下での権限の外にあり、したがって、第96条1項によって与えられた許可の範囲内にはない、ということが言われてきた。しかしながら、裁判所が早い時期に述べてきたように、「勧告的意見の要請は、それ自体、『紛争又は事態について』の総会による『勧告』ではない。」(パレスチナ占領地域における壁建設の法的効果、勧告的意見、I. C. J. Reports 2004 (I), p. 148, para. 25) したがって、第12条は総会が裁判所の意見の受領後に続けてとる行動の範囲を制限するものではあるが(裁判所が本件において決定する必要のない問題である)、それ自体、第96条1項によって総会に与えられた勧告的意見を要請する許可を制限するものではない。安全保障理事会および総会のそれぞれの権限の限界(第12条はその一つの側面である)が、本件の状況において、裁判所が勧告的意見を与える管轄権を行使しないか否かは、別の問題である(以下のパラグラフ29–48において検討されるであろう)。

25. また、裁判所は、意見を与えるように要請されている問題が憲章第96条および規程第65条の意味の範囲内の「法律問題」であることを納得している。本件において、総会によって裁判所に提起されている問題は、問題となっている独立宣言が「国際法に従っている」か否かを問うているのである。ある特定の行動が国際法に適合しているか否かという、裁判所に明白に問われている問題は、確かに、法律問題であるように思われる。裁判所が以前に述べたように、法的な用語でまとめられかつ国際法の問題を生じさせる問題は、その性質によって法に基づいた応答を受け入れることができ(西サハラ、勧告的意見、I. C. J. Reports 1975, p. 18, para. 15)、それ故に、憲章第96条および規程第65条の目的にかなった法的性格の問題である。

26. それにもかかわらず、本件法的手続における参加者の何人かは、総会によって提示された問題は実

際には法的問題ではない、という考えを述べてきた。この考え方に従えば、国際法は独立宣言を行う行為を規律しないのであり、そのような行為は政治的行為とみなされるべきだということになる。国内憲法のみが独立宣言をなす行為を左右するのであり、勧告的意見を与える裁判所の管轄権は国際法の問題に限定されるのである。しかしながら、本件において、裁判所は、独立宣言が国内法規に従っているか否かに関して意見を求められているのではなく、それが国際法に従っているか否かに関してのみ意見を求められているのである。裁判所は、国内法制を調査することなく国際法に言及することによって問題に答えることができる。

27. 更に、裁判所は、問題が政治的側面を持っているという事実が、その問題から法律問題としての性格を奪うというだけでは十分ではない、ということを繰り返し述べてきた。(国際連合行政裁判所判決第158号の再審請求事件、勧告的意見、I.C.J. Reports 1973, p. 172, para. 14) その政治的側面がどのようなものであれ、裁判所は、本質的に司法上の職務、即ち、本件においては、国際法に照らしてある行為の評価、を果たすように請われている問題の法的要素に応えることを拒絶することはできない。裁判所は、また、法律問題と向き合うか否かという管轄権の問題を決定するにあたって、勧告的意見の要請を促した動機の政治的性質や意見が出されることになる政治的含意とは無関係である旨を明らかにしてきた。(国際連合における加盟国の地位を国家に承認する場合の条件(憲章第4条)、勧告的意見、1948、I.C.J. Reports 1947-1948, p. 61 および 核兵器による威嚇またはその使用の合法性、勧告的意見、I.C.J. Reports 1996 (I), p. 234, para. 13)

28. それ故、裁判所は、総会によってなされた要請に応じて勧告的意見を与える管轄権を有すると考える。

B. 裁量

29. しかしながら、裁判所が管轄権を有するという事実は、それを行使することを義務づけられていることを意味するものではない。

「裁判所は、過去において、『裁判所は、勧告的意見を与えることができる——』と規定する裁判所規程第65条1項は、裁判所は、たとい、管轄権の条件が整っているとしても、勧告的意見を与えない裁量の権限を有するという意味に解釈されるべきであるということは何度も想起してきた。」(パレスチナ占領地域における壁建設の法的効果、勧告的意見、I.C.J. Reports 2004(I), p. 156, para. 44.)

勧告的意見の要請にこたえるか否かの裁量は、裁判所の司法機能の保全および国際連合の主要な司法機関という性質を保護するために存在する。(東部カレリアの地位、勧告的意見、1923、P.C.I.J., Series B, No. 5, p. 29; 国際連合行政裁判所判決第158号の再審請求、勧告的意見、I.C.J. Reports 1973, p. 175, para. 24; 国際連合行政裁判所判決第273号の再審請求、勧告的意見、I.C.J. Reports 1982, p. 334, para. 22; パレスチナ占領地域における壁建設の法的効果、勧告的意見、I.C.J. Reports 2004(I), pp. 156-157, paras. 44-45)

30. にもかかわらず、裁判所は、勧告的意見の要請に対するその答えは、国際連合の活動への参加を表すものであり、かつ、原則として、拒絶されるべきではない、という事実を大切にす。 (ブルガリア、ハンガリーおよびルーマニアと締結した諸平和条約の解釈、その一、勧告的意見、I.C.J. Reports

1950, p. 71; 国連人権委員会の特別報告者の訴訟手続きからの免除に関する意見の相違、勧告的意見、I. C. J. Reports 1999(I), pp. 78-79, para. 29; パレスチナ占領地域における壁建設の法的効果、勧告的意見、I. C. J. Reports 2004(I), p. 156, para. 44.) したがって、裁判所の一貫した判例は、「極めて強い理由」のみが裁判所をしてその管轄権内にある要請に対する意見を拒絶することにつながるものと決定してきた。(ユネスコに対する異議申し立てに関する国際労働機関行政裁判所の判決、勧告的意見、I. C. J. Reports 1956, p. 86; パレスチナ占領地域における壁建設の法的効果、勧告的意見、I. C. J. Reports 2004(I), p. 156, para. 44.)

31. 裁判所は、本件における裁判所の司法機能の行使の正当性に関して十分に答えなければならない。それ故、以前の判例に照らして、総会からの要請に対して返答することを拒絶する極めて強い理由があるか否かについて注意深く考慮してきた。

32. 本件法的手続きへの参加者の何人かによって提示された一つの議論は、要請の背後にある動機に係る。それらの参加者は、総会が裁判所の意見を要請した決議の唯一の主唱者によってなされた陳述に注意を引いた。それは、次のような趣旨であった。

「裁判所の勧告的意見は、一方的独立宣言が国際法に合致していることを取り上げる方法を今後熟慮する多くの国にとって、政治的に中立で法律的に信頼できる手本を提供するであろう。

.....

この決議案を支持することは、基本原則を再確認することにも役立つであろう。即ち、国際連合加盟国が極めて重要であると考えられる事柄に関する基本的な問題を裁判所に提出するそれらの国の権利である。この決議案に反対することは、国際連合体制を通じて裁判に訴えることを——現在または将来において——求める国の権利を事実上否定する投票となるであろう。」(A/63/PV. 22, p. 1.)

それらの参加者によれば、この陳述は、裁判所の意見が総会を助けるためではなく国の利益に役立つために求められてきたのであり、それ故に、裁判所は応えるのを拒絶すべきである、ということを示したものである。

33. 勧告的意見の管轄権は、国家が裁判に訴える方式ではなく、総会および安全保障理事会並びに憲章第96条2項に基づき特別に総会の許可を与えられた国際連合のその他の機関および専門機関がそれらの活動において助けとなるための意見を得ることができる手段である。裁判所の意見は国家に対してではなくそれを要請した機関に対して与えられるのである。(ブルガリア、ハンガリーおよびルーマニアと締結された諸平和条約の解釈、意見その一、勧告的意見、I. C. J. Reports 1950, p. 71) にもかかわらず、正確にはその理由ゆえに、勧告的意見を要請する決議を支持し、又は、決議に賛成の投票をする個々の国家の動機は、裁判所が応えるか否かの裁量を行うことと関連がない。裁判所は、このことを「核兵器による威嚇またはその使用の合法性」の勧告的意見において次のように述べている。「総会が、決議を採択することによって、法律問題に関する勧告的意見を求めた場合、裁判所は、意見を与えることを拒絶する極めて強い理由があるか否かを決めるにあたり、要請の起源や政治的歴史又は採択された決議に関する投票分布に対して関心を持たないであろう。」(I. C. J. Reports 1996(I), p. 237, para. 16)

34. 法的手続きに参加した何人かの者は、決議63/3は総会が裁判所の意見を必要としている目的を表し

ておらず、かつ、意見が何らかの有用な法的効果を持つと思われることを示すものは何もない、ということも述べた。この議論を受け入れることができない。裁判所は、一貫して明らかにしたように、意見がその機能の適切な遂行に必要であるか否かを決定するのは、意見を要請する機関であって裁判所ではない。「核兵器による威嚇またはその使用の合法性」の勧告的意見において、裁判所は、次のように述べて、総会が裁判所に対して意見を求める目的を説明しなかったということを根拠に総会の要請に応えることを拒否すべきであるという議論を拒絶した。

「裁判所は、自ら、その機能の遂行のために総会によって勧告的意見が必要とされているか否かを決定することを主張してはいない。総会は、それ自身の必要性に照らして意見の有用性に関して自ら決定する権利を有している。」(I.C.J. Reports 1996(I), p. 237, para. 16.)

同様に、「パレスチナ占領地域における壁建設の法的効果」の勧告的意見において、「裁判所は、要請された意見の有用性の評価を、意見を求めている機関、即ち、総会に替わって行うことができない、」ということ述べた。(I.C.J. Reports 2004(I), p. 163, para. 62)

35. 裁判所は、裁判所の意見が反対の政治的結果に導くかもしれないという法的手続に参加した何人かが提示した示唆に基づいて、総会の要請に対して応えることを拒絶するべきだとは考えない。まさに裁判所は、裁判所の意見が当該機関にとって有用なものとなるかどうかという点に関して、要請する機関の評価に取って代わって裁判所自身が評価することができないように、特に、そのような評価をする根拠が存在しない場合には、裁判所は、意見が反対の効果を持つ虞があるか否かに関して、それ自身の見解に替えることはできない。裁判所からの返答が軍縮交渉に不利な影響があるかもしれないという意見に答えて、裁判所が「核兵器による威嚇又はその使用の合法性」の勧告的意見において述べたように、この論点に関して反対の立場に直面して、「裁判所がある評価を選択するかも一つの評価を選択することができるかの明白な基準は存在しない。」(核兵器による威嚇またはその使用の合法性、勧告的意見、I.C.J. Reports 1996(I), p. 237, para. 17; およびパレスチナ占領地域における壁建設の法的効果、I.C.J. Reports 2004(I), pp. 159–160, paras. 51–54)

36. 裁判所が検討しなければならない重要な問題点は、コソボの事態との関連において、総会と安全保障理事会のそれぞれの役割を考慮して、裁判所が、国際連合の主要司法機関として、裁判所の意見を求める要請が安全保障理事会というよりも総会によってなされてきたということを根拠に裁判所に提示されてきた問題に答えるべきではないかどうかということである。

37. コソボの事態は、今回の勧告的意見の要請よりも10年以上前に、その国際の平和と安全に対する責任の遂行として安全保障理事会による行動の主題とされてきた。理事会は、1998年3月31日にコソボの状況に具体的に関連する行動を最初にとったが、この時安全保障理事会は決議1160(1998)を採択した。続いて、決議1199(1998)、1203(1998)および1239(1999)が採択された。1999年6月10日、理事会は決議1244(1999)採択して、これによって、国際的軍事介入(後にKFOR)および国際的文民介入(国際連合コソボ暫定行政ミッション、UNMIK)の創設を許可し、コソボの行政枠組を設定した。決議1367(2001)により、安全保障理事会は、決議1160(1998)の第8項によって設けられた武器の売却又は供給の禁止を終了することを決定した。安全保障理事会は、UNMIKの活動に関し事務総長から定期的な報告を受領してきた。事務総長によって裁判所に提出された資料は、安全保障理事会が2000年から2008年末の間29回にわたってコソボの事態を審議する機会があったことを記録している。

本件要請の主題である独立宣言は安全保障理事会によって討議されたけれども、理事会はこれに関して何の行動も取らなかった。(安全保障理事会、暫定の逐語記録、2008年2月18日、午後3時(S/PV. 5839); 安全保障理事会、暫定の逐語記録、2008年3月11日、午後3時、(S/PV. 5850))

38. 総会もまたコソボの事態に関する決議を採択してきた。安全保障理事会が決議1244 (1999) を採択する以前に、総会は、コソボの人権状況に関する5つの決議を採択した。(決議 49/204, 50/190, 51/111, 52/139および53/164) 決議1244 (1999) の後、総会は、コソボの人権状況に関するさらなる決議 (1999年12月17日、決議 54/183) および UNMIK の財政に関する15の決議 (決議 53/241, 54/245A, 54/245B, 55/227A, 55/227B, 55/295, 57/326, 58/305, 59/286A, 59/286B, 60/275, 61/285, 62/262, 63/295および64/279) を採択した。しかしながら、コソボの広範な事態は、独立宣言の時点で総会の議題の一部ではなく、それ故、2008年9月に裁判所の意見を要請する提案の審議のために新しい議題の項目を作り出すことが必要であった。
39. 以上の背景に対して、安全保障理事会と総会にそれぞれ権限が与えられており、裁判所の意見が独立宣言が国際法に適合しているかどうかに関して求められているというのであれば、要請はむしろ安全保障理事会によってなされるべきであること、および、この事実は、裁判所が総会からの要請に答えられない極めて強い理由を構成することが、提示されてきた。その結論は、安全保障理事会の関与の性質、および、提示された問題に答えるために裁判所は独立宣言が国際法に適合しているか否かを決定するために安全保障理事会の決議1244 (1999) を解釈適用しなければならないという事実、の両方から判断することといわれる。
40. 裁判所に提起されている要請は、安全保障理事会が国際の平和と安全に対する脅威としてみなし、かつ、理事会の議題に基づきその能力において重要な役割を果たすことになる事態の一つの側面に関するものであるが、そのことは、総会が問題に対して適法に関心を持たないということの意味しない。憲章の第10条および第11条は、既に裁判所が言及したように、総会に対して国際連合の活動の範囲に入る問題を討議する非常に広範な権限を与えており、それには、国際の平和と安全に関する問題が含まれる。その権限は、第24条1項によって安全保障理事会に対して与えられている国際の平和と安全の維持に対する責任によって制限されない。「パレスチナ占領地域における壁建設の法的効果」の勧告的意見の26項目で裁判所が明らかにしたように、「第24条は、主要ではあるが必ずしも排他的ではない権限を規定している。」コソボの事態が安全保障理事会に係属しておりかつ理事会がその事態に関して第7章の権限を行使しているという事実は、その事態の何らかの側面を討議することから総会を排除するものではなく、それには独立宣言が含まれるのである。憲章が安全保障理事会の役割を保護するために総会に対して設けている制限は、第12条に規定されており、総会の権限を討議の後に勧告をすることを制約しているのであり、総会の討議をする権限を制約していない。
41. 更に、第12条は、安全保障理事会に係属している国際の平和と安全に対する脅威に関して総会によるすべての行為を妨げてはいない。裁判所は、この問題を、「パレスチナ占領地域における壁建設の法的効果」の勧告的意見の26項目および27項目において詳細に審理したが、そこでは、裁判所は、総会と安全保障理事会が国際の平和と安全の維持に関する同一の問題を並行して扱うことが増大する傾向にあることに留意し、安全保障理事会が国際の平和と安全に関する問題の側面に焦点を当てる傾

向にあるのに対して、総会はそのような問題の人道的、社会的、経済的側面をも審理するより広い観点を取り上げてきたことを述べた。

42. 「パレスチナ占領地域における壁建設の法的効果」の勧告的意見におけるこの主題の裁判所の検討は、裁判所が意見を与えないために裁量権を行使すべきかどうかというよりも、むしろ、裁判所が勧告的意見を与える管轄権を有するか否かとの関連においてなされた。本件においては、裁判所は、憲章第12条は憲章第96条1項によって与えられた管轄権を裁判所から奪うものではない、ということを経に述べた（23項目および24項目）。しかしながら、裁判所は、2004年の勧告的意見に含まれている分析が、本件の裁量の論点にも適切であると考えている。その分析は、ある問題が国際の平和と安全の維持に影響する可能性のある事態に対する安全保障理事会の主要な責任の範囲内に入り、かつ、理事会がそのことに関して権限を行使してきたという事実は、総会が、その事態を討議すること、或いは、第12条に規定される制限内でその事態に関して勧告をすることを妨げるものではない。加えて、裁判所が2004年の勧告的意見において指摘したように、総会決議377A（V）（平和のための結集決議）は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為があると思われ、安全保障理事会が常任理事国の全員一致を得られなかったために行動することができない場合において、総会が国際の平和と安全を回復するために集団的措置を執るよう勧告をすることを規定する。（パレスチナ占領地域における壁建設の法的効果、勧告的意見、I. C. J. Reports 2004(I), p. 150, para. 30）これらの審議は、安全保障理事会と総会との間の権限の限界が、裁判所が本件における総会の意見要請に応えない極めて強い理由となるかどうかという問題に関係する。
43. 勿論、本件の事実はパレスチナ占領地域における壁建設の法的効果の勧告的意見における事実とは全く異なる。占領されたパレスチナ地域の事態は、裁判所からの意見を要請する決定の数十年前から総会による活発な審議がなされてきたのであり、総会は裁判所の意見が求められる的確な主題を討議していた。本件において、コソボの事態に関して、問題を積極的に把握してきたのは安全保障理事会であった。その状況において、安全保障理事会は、コソボの将来の地位および独立宣言を討議した。（上述36項目参照）
44. しかしながら、勧告的意見の管轄権の目的は、国際連合の諸機関およびその他の許可を得た組織がそれらの将来の機能行使においてそれらの助けとなる意見を裁判所から得ることができるということである。裁判所は、総会が裁判所の意見を受領した後どのような方策を講ずることを望むか、或いは、その意見がそれらの方策との関係でどのような効果を持つかを決定することはできない。上述の項目で示したように、総会は、独立宣言を討議し、かつ、上述42項目で審議した制限の範囲内で、安全保障理事会の権限を不法に侵害することなくコソボの事態について独立宣言の又はその他の側面に関して勧告をする権限を有している。本件がそうであるように、これまで独立宣言が安全保障理事会においてのみ討議されてきたこと、および、理事会がコソボの事態に関して行動を取ってきた機関であったという事実は、裁判所が総会からの要請に応えることを拒絶する極めて強い理由とはならない。
45. 更に、裁判所が意見を与えることに対する異議に答える点で決定的要因となるのは将来の討議および行動の範囲の問題である一方、裁判所は、また、総会は過去においてコソボの事態に行動を取って

きたことにも留意する。上述38項目において述べたように、1995年から1999年の間、総会は、コソボの人権状況に向けて6個の決議を採択した。これらの最後の決議54/183は、1999年12月17日に採択されたのであるが、安全保障理事会が決議1244（1999）を採択した約6か月後であった。この決議が焦点としていたのは人権および人道的問題であったが、それはまた、コソボの可能な「分離」についての総会の関心についても向けられていた。（7項目参照）加えて、1999年以後、総会は、憲章第17条1項に従ってUNMIKの予算を毎年承認してきた。（上述38項目参照）それゆえに、裁判所は、総会がコソボの事態にそれ自身の役割を果たしてきたことを認める。

46. 更に、裁判所の見解では、総会によって提出された問題に答える過程において安全保障理事会決議1244（1999）の諸条項をやむを得ず解釈しかつ適用しなければならないという事実は、当該問題に対して答えない極めて強い理由とはならない。国際連合の政治的機関の一つの決定の解釈および適用は、第一に、決定を行った当該機関の責任であるが、裁判所もまた、国際連合の主要な司法機関として、しばしばそのような決定の解釈および法的効果を審議することを要請されてきた。裁判所は、勧告に関する管轄権の行使（例えば、ある種の国際連合の経費（憲章第17条2項）、勧告的意見、I. C. J. Reports 1962, p. 175, および、安全保障理事会決議276（1970）にもかかわらず、南アフリカが継続してナミビア（南西アフリカ）に留まることの諸国にとっての法的効果、勧告的意見、I. C. J. Reports 1971, pp. 51-54, paras. 107-116）および争訟に関する管轄権の行使（例えば、ロッカビーにおける航空機事故により生じた1971年モンテリオール条約の解釈および適用の問題（リビア対イギリス）、暫定措置、1992年4月14日の命令、I. C. J. Reports 1992, p. 15, paras. 39-41：ロッカビーにおける航空機事故により生じた1971年モンテリオール条約の解釈および適用の問題（リビア対アメリカ）、暫定措置、1992年4月14日の命令、I. C. J. Reports 1992, pp. 126-127, paras. 42-44）のいずれにおいてもこれをなしてきた。

47. したがって、そのような作業を引き受ける裁判所の司法機能の保全と両立しないものは何も存在しない。むしろ、問題は、それが裁判所に作業を引き受けることを求める決定をなした機関でない限り、裁判所がその作業を引き受けることを断るべきかどうかということである。しかしながら、「国際連合のある種の経費」の勧告的意見において、裁判所は、たとえ、それが安全保障理事会の多くの決議（即ち、1960年の決議143, 145および146、1961年の決議161および169）を解釈せざるを得ない場合であっても、総会によって提出された問題に応えた（国際連合のある種の経費（憲章第17条2項）、勧告的意見、I. C. J. Reports 1962, pp. 175-177）。裁判所はまた、「国際連合における国家の加盟承認の条件（憲章第4条）」（I. C. J. Reports 1947-1948, pp. 61-62）の勧告的意見において、当該要請が安全保障理事会の会合においてなされた陳述に言及されており、それ故に、裁判所は答えないという裁量を行使すべきであると提起されたにもかかわらず、総会からの要請に答えたということに留意する（国際連合における国家の加盟承認の条件（憲章第4条）、訴答書面、口頭弁論、書証、p. 90）。本件のように、総会が問題に対する回答に合法的な利益を有する場合、当該回答が幾分安全保障理事会の決定に依拠するかもしれないという事実は、総会に対して意見を与えないことに裁判所を正当化するのに十分ではない。

48. 以上のように、裁判所は、本件要請に関して裁判所の管轄権を行使しないことに極めて強い理由は存在しないと考える。

II. 問題の範囲と意味

49. 裁判所は、総会が意見を与えることを要請した問題の範囲と意味に目を向けよう。総会は、問題を次のような用語で表した。

「コソボの暫定自治政府による一方的独立宣言は国際法に適合しているか？」

50. 裁判所は、幾つかの以前の事件において、問題が十分に表現されていない場合（例えば、1926年12月1日のギリシャ・トルコ協定の解釈（最終議定書、第IV条）、勧告的意見、1928、P.C.I.J., Series B, No. 16）又は裁判所が要請の背景の討議を基に要請が「問題の真の法的問題」を反映していないと決定した場合（WHOとエジプトとの間の1951年3月25日の協定の解釈、勧告的意見、I.C.J. Reports 1980, p. 89, para. 35）、提示された問題の言語から出発したことを想起する。同様に、問題がはっきりせず又は曖昧な場合、裁判所は、意見を与える前に問題を明確にしてきた（国際連合行政裁判所の273号判決の再審請求、勧告的意見、I.C.J. Reports 1982, p. 348, para. 46）。

51. 本件において、総会によって提出された問題は明確に表されている。問題は狭くかつ特定されている。即ち、問題は、独立宣言が国際法に適合しているか否かについて裁判所の意見を求めているのである。それは、当該宣言の法的効果について問うてはいない。特に、それは、コソボが独立した国家の地位を獲得したか否かを問うてはいない。また、それは、コソボを独立国として承認した諸国家によるコソボの承認の有効性や法的効果について問うているものでもない。過去の勧告的意見の要請において、総会および安全保障理事会は、行動の法的効果について裁判所の意見を望む場合には、この側面が明確に述べられるような方法で問題を質問した、ということに裁判所は留意する（例えば、安全保障理事会決議276（1970）にもかかわらず南アフリカが継続してナミビア（南西アフリカ）に留まることの諸国にとっての法的効果、勧告的意見、I.C.J. Reports 1971, p. 16およびパレスチナ占領地域における壁建設の法的効果、勧告的意見、I.C.J. Reports 2004(I), p. 136.）。それ故に、裁判所は、総会によって提出された問題に答えるために、宣言が国家の創設又は承認という行為の地位に導くことになるか否かというような論点を述べる必要はないと考える。したがって、裁判所は問題の範囲を再定式化する理由はないと認める。

52. しかしながら、コメントを必要とする問題の2つの側面がある。第1に、問題は、「コソボ暫定自治政府による一方的独立宣言」に言及しているのである（2008年10月8日の総会決議63/3、単一の有効な項目、「」は強調のため付加）。加えて、総会決議の前文の第3項は、「2008年2月17日にコソボ暫定自治政府がセルビアからの独立を宣言したことを想起する。」独立宣言を公表したコソボ暫定自治政府が本件法的手続きに参加している多くの人々によって異議が唱えられたことが確かかどうかである。独立宣言の起草者の身元は、後述のように（102項目から109項目）、当該宣言が国際法に適合しているかどうかという問題に対する答えに影響する事項である。裁判所が総会によって決定されてきこととして当該事項を扱うことは、司法機能の適切な行使と両立しないであろう。

53. また、裁判所は、総会が問題それ自体を決定する裁判所の自由を制限することを意図していたとは考えない。裁判所は、決議63/3となったものが討議された際の議題項目は、宣言の起草者の身元には

言及しておらず、かつ、単に「コソボの独立宣言が国際法に適合しているかどうかについて国際司法裁判所の勧告的意見を要請する」と表題を付けていたことに留意する（2008年10月8日の総会決議63/3、アンダーラインの強調を付加）。この議題項目の表現は、決議63/3の唯一の提案者であるセルビア共和国によって提案されたのであるが、その時、同国は、第63回総会の議題の追加項目に含めることを要請した（2008年8月22日付のセルビア国際連合常駐代表の事務総長あて書簡、A/63/195）。そして、当該議題項目は、決議案の表題となり、決議63/3となった。議題項目と決議それ自身の表題に共通の要素は独立宣言が国際法に適合しているかどうかである。更に、宣言の起草者の身元、又は、決議の表題と決議案（A/63/PV. 22）に関する討議の間に裁判所に提出した問題との間の表現における違いについて論議はなかった。

54. 裁判所が別の文脈において述べたように、

「総会が裁判所の司法機能の遂行において、裁判所を束縛又は妨げようとするということは想定されない。裁判所は、勧告的意見に関して裁判所に提示された問題に関する意見を形成するに当たり、全ての利用可能な関連資料を考慮する完全な自由を持たなければならない。」（国際連合のある種の経費（憲章第17条2項）、勧告的意見、I. C. J. Reports 1962, p. 157）

この考え方は、本件において当てはまる。独立宣言が国際法に適合するか否かを評価するにあたり、裁判所は、全体の記録を審査し、かつ、当該宣言が暫定自治政府によって公表されたものか又は何らかの他の実体によって公表されたものかを自ら決定することに自由でなければならない。

55. 本件法的手続に参加した多くの人々が、「カナダからのケベックの分離に関する総督による事件付託」におけるカナダ最高裁判所の意見（[1998] 2 S. C. R. 217; 161 D. L. R. (4 th) 385; 115 Int. Law Reps. 536）に言及したが、当裁判所は、本件における問題はカナダ最高裁判所に提示された問題とは際立った違いがあると認識している。

当該事件において関連する問題は、次の部分である。

「国際法は、国会、立法府又はケベック政府にカナダからのケベックの分離を一方的にもたらす権利を与えるか。これに関連して、国会、立法府又はケベック政府にカナダからのケベックの分離を一方的にもたらす国際法上の自決権はあるか。」

56. カナダ最高裁判所に提出された問題は、分離をもたらす権利が存在するか否か、および、名称のある何らかの機関に対して積極的に権利を与える資格を付与する国際法規が存在するか否かを問うたのである。反対に、総会は、独立宣言は国際法に「適合している」かどうかを問うたのである。当該問題に対する回答は、適用可能な国際法は独立宣言を禁止していたか否かということから論理的に帰結される。もし裁判所が国際法が禁止していたと結論するならば、その時は、裁判所は独立宣言は国際法に適合していなかったと述べることによって提示された問題に答えなければならない。裁判所が履行するように求められている作業は、独立宣言が国際法に違反して採択されたか否かを決定することである、ということである。国際法がコソボに対してその独立を一方的に宣言する明白な権利を与えているかどうか、又は、より有力な理由で、国際法が一般的に一国の中に位置する実体に対して当該国家から一方的に分離する権利を与えるかどうかについて、裁判所は問題によってある立場を取ることを求められてはいない。勿論、一方的独立宣言のような、ある特定の行為が、必ずしも国際法によって与えられた権利の行使をすることなしに、国際法に違反していないということは全体とし

て可能である。裁判所は、国際法に違反していないかどうかということについての意見を求められているのであって、国際法によって与えられる権利の行使についての意見を問われてはいない。

III. 事実に関する背景

57. 2008年2月17日の独立宣言は、それが採択されるにいたった事実の文脈の範囲内で審議されなければならない。それ故、裁判所は、コソボの暫定政府を確保する安全保障理事会によって設定された枠組み、即ち、安全保障理事会決議1244(1999)および国際連合コソボ暫定行政ミッションによって公表された規則の関連特性を簡潔に述べるであろう。その後、裁判所は、2008年2月17日の出来事に目を向けるに先立ち、独立宣言の採択に至る前の数年における所謂「最終的地位の経過」に関連する展開を簡単に述べるであろう。

A. 安全保障理事会決議1244(1999)および関連UNMIK規則

58. 国連憲章第7章に従って行動されたのであるが、決議1244(1999)は1999年6月10日に安全保障理事会によって採択された。この決議において、安全保障理事会は、安全保障理事会が確認した「重大な人道的状況を解決することを決定し」(前文第4項参照)、また、コソボにおける武力衝突を終わらせるために、国際連合事務総長に対し、「コソボのための過渡的行政を提供すると同時に民主的な暫定自治機構の発展を確立しかつ監督する」ことを目的として、コソボに国際文民プレゼンスを設立する権限を与えた(第10項)。

第3項は、「特に、ユーゴスラビア連邦共和国が、コソボにおける暴力と抑圧を直ちにかつ検証可能な形で終わらせること、および、迅速な予定表に従い全ての軍、警察および準軍事組織のコソボからの段階的撤退を検証可能な形で開始および完了すること」を要求した。決議の第5項によれば、安全保障理事会は、国際連合の主催の下、国際文民・安全プレゼンスのコソボにおける展開を決定し、そのようなプレゼンスにユーゴスラビア連邦共和国が同意したことを歓迎した。安全プレゼンスの権限と責任は、第7項および第9項において明らかにされた。決議1244(1999)の第15項は、コソボ解放軍およびその他のコソボ・アルバニア武装集団が、直ちに全ての攻撃行為を終了し、非武装化の要件に従うことを求めた。安全保障理事会決議1244(1999)の採択の直前に先行して、様々な履行の段階が既に一連の措置を通してとられてきたのであり、それにはとりわけ1999年6月9日の軍事技術協定に規定される措置が含まれており、この協定の第I条の2項は、KFORの展開を規定し、「コソボ領内において妨害なしに、および、コソボのすべての市民にとって安全な環境を確立し維持するためにまたほかの点ではその使命を果たすために必要な全ての行動を取る権限をもって行動を取ることを許容している。」軍事技術協定は、また、決議1244(1999)の第4項に見られるように、「合意された数のユーゴスラビアとセルビアの軍および警察要員」を除いたFRY地上軍および空軍の撤退を規定した。

59. 決議の第11項は、コソボにおける国際文民プレゼンスの主要な責任を次のように規定している。
「(a) 付属書2およびランブイエ合意(S/1999/648)を十分に考慮して、最終的な解決までの間、コソボにおける実質的な自治権および自治政府の樹立を促進すること；
(b) 必要な場所であつ必要な期間、基本的な文民行政機能を果たすこと；
(c) 政治的な解決がなされるまでの間、選挙の実施を含め、民主的で自治的な政府のための暫定機

構を組織し、その展開を監督すること；

(d) こうした機構が樹立されるに伴い、コソボの現地暫定機構と他の平和建設活動の統合を監督し
かつ支援しながら、その行政責任を移行すること；

(e) ランブイエ合意（S/1999/648）を考慮しながら、コソボの将来の地位を決定するように意図さ
れた政治プロセスを促進すること；

(f) 最終段階において、コソボの暫定機構から政治解決に基づいて樹立された機構への権限の移行
を監督すること……」

60. 1999年6月12日、事務総長は、安全保障理事会に対し、決議1244（1999）第10項に従い、「その後国連コソボ暫定行政ミッション（UNMIK）となる文民プレゼンスの全体組織の予備的作戦構想」を提出した。それによれば、UNMIKは、事務総長が安全保障理事会と協議して任命する事務総長の特別代表が長となる（1999年6月12日の事務総長報告（United Nations doc. S/1999/672、1999年6月12日））。事務総長報告は、UNMIK内で作業する4名の副特別代表が存在し、それぞれ、UNMIK体制の4つの主要な構成部分（所謂「4本柱」）の1つに責任を持つことを定めている（第5項）。その4つは、次のものである。(a) 暫定文民行政（国際連合によって任命された主任職務者と共に）；(b) 人道的問題（国際連合難民高等弁務官事務所UNHCRによって任命された主任職務者と共に）；(c) 制度構築（ヨーロッパ安全保障および協力組織OSCEによって任命された主任職務者と共に）；(d) 復興（ヨーロッパ連合EUによって任命された主任職務者と共に）。

61. 1999年7月25日、事務総長の最初の特別代表は、UNMIK規則1999/1を公表した。この規則は、第1条1項において、司法部の運営を含め、コソボに関する立法権および行政権は、UNMIKに与えられ、事務総長特別代表によって行使される、と規定した。UNMIK規則1999/1の第3条によれば、1999年3月24日以前のコソボ領域に適用可能な法は、継続して適用されたが、ただし、それらが国際的に承認された人権基準および無差別又は決議1244（1999）によってUNMIKに与えられた指示の履行と抵触しない範囲でのみである。第3条は、1999年12月12日に事務総長特別代表によって公表されたUNMIK規則1999/25によって、1999年6月10日まで遡及して修正された。1999年12月12日のUNMIK規則1999/24の第1条1項は、コソボにおける適用可能な法は次のようであればならないと規定している。即ち、(a) 事務総長特別代表によって公表された規則およびその下で出された副次的法律的文書；(b) 1989年3月22日現在においてコソボにおいて有効である法、であると。第4条は、「過渡的規定」と表題が付けられており、次のように規定する。

「1999年6月10日から本規則の日付までの間の裁判判決を含めたすべての法的行為および生じた出来事の法的効果は、1999年7月25日のUNMIK規則1999/1号の第3条に基づいてこの間有効である法律に従って、それらが本規則の第1条又はそのような行為がなされた時点で有効であったUNMIK規則に規定される基準と抵触しない限り、有効なものとする。」

62. 以上のように、安全保障理事会決議1244（1999）に規定される権限および責任は、暫定自治政府の憲法枠組（以下、「憲法枠組」）に関し2001年5月15日のUNMIK規則2001/9により詳細に規定されたが、それは、事務総長特別代表とコソボ暫定自治政府機構との間のコソボ行政に関する責任に限定していた。憲法枠組の第12章に基づく事務総長特別代表に委ねられた役割に関して、次のように定める。

「この憲法枠組に基づく暫定自治政府機構の責任の実行は、暫定自治政府機構、その職員およびその

機関を監督すること、および、それらの行動がUNSCR1244（1999）又はこの憲法枠組と矛盾する場合は常に適当な措置を取ることを含めて、UNSCR1244（1999）の完全な履行を確保するSRSGの権限に影響を与え又は権限を減ずるものではない。」

さらに、第2章（a）に従い、「暫定自治政府機構およびその職員は、UNSCR1244（1999）の規定およびこの憲法枠組に規定される条件に従ってその権限を行使しなければならない。」同様に、憲法枠組の前文第9項に従い、「コソボ暫定自治政府機構は、UNSCR1244（1999）の履行に関するSRCGの基本的な権限に影響を与え又は権限を減ずることがあってはならない。」事務総長は、安全保障理事会に対する2001年6月7日の定期報告において、憲法枠組は、次のことを含む旨を述べていた。

「私の特別代表は、必要な場合には議会の立法に投票する権限を含めて、安全保障理事会決議1244（1999）と矛盾する暫定自治政府機構のいかなる行動にも干渉しかつそれを正す幅広い権限を有する。」（国際連合コソボ暫定行政ミッションに関する事務総長報告、S/2001/565, 2001年6月7日）

63. 安全保障理事会によって適切に設定されたコソボ領域の暫定行政を確保するための枠組を述べてきたが、次に裁判所は、2008年2月17日の独立宣言に先立つ最終的地位プロセスにおける関連した出来事に目を向ける。

B. 2008年2月17日以前の最終的地位プロセスにおける関連出来事

64. 2005年6月、事務総長は、北大西洋条約機構へのノルウェー常駐代表のKai Eideをコソボの包括的審査を実行する特別使節として任命した。特別使節が提出した事務総長に対する包括的審査報告書（国際連合記録S/2005/635（2005年10月7日）に添付）に従い、安全保障理事会において最終的地位プロセスは次のように開始されるべきだという意見の一致が見られた。

「安全保障理事会は、コソボおよびより広い地域が直面する難問にもかかわらず、政治プロセスの次の局面へ移動する時が来た、というEide大使の総合的評価に賛成する。それ故、理事会は、安全保障理事会決議1244（1999）において予知されていたように、コソボの将来を決定する政治プロセスを始動させるという事務総長の意図を支持する。（2005年10月24日の安全保障理事会議長声明、S/PRST/2005/51.）

65. 2005年11月、事務総長は、フィンランド前大統領Marti Ahtisaari氏を、コソボに関する将来の地位プロセスの特別使節として任命した。この任命は安全保障理事会によって確認された（安全保障理事会議長から事務総長にあてられた2005年11月10日付書簡、S/2005/709）。Ahtisaari氏の任命書簡は、その付属文書として、特別使節は「プロセスの全ての段階において事務総長のところに立ち帰ることが求められる」ことを述べる「参照条件」と名付けられた文書を含んでいた。更に、将来の地位プロセスの速度と期間は、当事者の協力および地域の状況を考慮しながら、事務総長との協議に基づき、特別使節によって決定されるであろう」（2005年11月14日のMartti Ahtisaari氏への事務総長書簡の付属文書として、2005年11月10日付関連条件。国際連合文書 198号）。

66. 安全保障理事会はこれらの関連条件に意見を述べなかった。その代わりに、理事会の構成員は、Ahtisaari氏の任命の承認にコンタクト・グループ（1994年に組織されたバルカンの事態に注意を向ける諸国の非公式な集団で、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、イギリスおよびアメリカで構成）

の指導原則を付加した。安全保障理事会の構成員は、更に進めて、指導原則が事務総長の「参照」に該当する旨を示した（したがって、特別使節にとってもまた該当する）。これらの原則は、とりわけ、次のように述べていた。

「コンタクト・グループは、このプロセスを動かす先導的役割を果たすために特別使節を任命するという事務総長の意図を歓迎する。

協議による解決が国際的に優先されるべきである。一たびプロセスが始まったならば、止められてはならず、結論をもたらさなければならない。コンタクト・グループは、当事者に、誠実かつ建設的に責任を負うこと、一方的に進めることを差し控えること、および、いかなる形の暴力も拒否することを要求する。

安全保障理事会は、問題を積極的に把握し続けるであろう。コソボの地位の最終的決定は、安全保障理事会によって確認されるべきである。」（コソボの地位解決のためのコンタクト・グループの指導原則、安全保障理事会議長から事務総長に宛てられた2005年11月10日付書簡の付属文書、S/2005/709）

67. 2006年2月20日から2006年9月8日の間、何度かの交渉が行われたが、そこでは、セルビアとコソボの代表が、とりわけ、コソボの統治・行政機能の分離、文化遺産と宗教上の遺跡、経済問題および共同体の権利を話し合った。（国際連合コソボ暫定行政ミッションに関する事務総長報告、S/2006/361, S/2006/707およびS/2006/906）事務総長報告によれば、当事者は殆どの問題に関して相当にかけ離れたままであった。（国際連合コソボ暫定行政ミッションに関する事務総長報告、S/2006/707； S/2006/906）

68. 2007年2月2日、事務総長特別使節は、当事者および協議プロセスに参加することに招かれた人々に対して、コソボの地位解決のための包括的提案の草案を提出した（国際連合コソボ暫定行政ミッションに関する事務総長報告において想起されている）。2007年3月10日、解決の提案を検討するためにウィーンにおいて最終的な交渉が開催された。事務総長によって報告されているように、それらの交渉において、「当事者は何らの追加的な進展をなすことが出来なかった」（国際連合コソボ暫定行政ミッションに関する事務総長報告、S/2007/395、 2007年6月29日、 1頁）。

69. 2007年3月26日、事務総長は安全保障理事会に特別使節の報告書を提出した。特別使節は、1年以上にわたる直接の会談、双方向的交渉および専門家の協議の後、当事者はコソボの将来の地位に関して合意に達することができないことが明確になったことを報告した（コソボの将来の地位に関する事務総長特別使節の報告書に添付されていた事務総長から安全保障理事会議長に対する2007年3月26日付書簡、S/2007/168, 2007年3月26日）。特別使節の

「職務令状は、彼が、当事者の協力および地域の状況を考慮しながら、将来の地位プロセスの速度と期間を決定することを明示的に規定している」（前掲、第3項）。

ことを強調した後に、特別使節は、次のように結論を示した。

「コソボの地位に関して相互に一致できる成果を生み出す交渉の可能性は尽くされているというのが私の確固とした見方である。いかなる形でなされようとも、さらなる会談の積み重ねがこの行き詰まりを克服することはないであろう。

.....

コソボの地位を決定する時がきた。コソボの最近の歴史、コソボの今日の現実および当事者との交渉を考慮することを注意深く考慮すれば、私は、コソボにとっての唯一の実行可能な選択は独立であり、それは、最初の期間は国際社会によって監督されるべきである。」(前掲、第3項および第5項)

70. 特別使節の結論は、コソボの地位解決のための最終的包括提案に添えられていたものであるが(S/2007/168/Add. 1, 2007年3月26日)、それは、使節の言葉によれば、「国際的な監督組織を整え、そして、将来の独立コソボの基礎を提供する」(S/2007/168, 2007年3月26日、第5項)。包括提案は、コソボの憲法を起草するための憲法委員会を直ちに招集することを求め(S/2007/168/Add. 1, 2007年3月26日、第10条1項)、その委員会の構成員に関する指針を確定し(前掲、第10条2項)、その憲法に含まれるべき原則と規定に関する多数の要件を設定し(前掲、第1条3項および付属書I)、そして、コソボ議会が120日以内に3分の2以上によってその憲法を承認することを要求した(前掲、第10条4項)。更に、包括提案は、120日の過渡的期間の後、UNMIKの任務指令の失効を求め、「UNMIKに与えられている全ての立法および執行の権限は、この解決書に規定されるものを除いて、コソボの統治機関に一括して移行されなければならない」(前掲、第15条1項)。包括提案は、憲法発効から9カ月以内に普通選挙を行うことを指示した(前掲、第11条1項)。裁判所は、更に、コソボの地位解決のための包括提案が、解決書の解釈に関してコソボにおける最終的権限を持つことになる国際文民代表(ICR)の任命を規定していたことに注意する(前掲、12条)。包括提案は、また、ICRの任務指令は、「ICRの権限の範囲および介入の頻度を徐々に減じていくことを意図して、解決書の発効の後2年以内に審査されること」、および、次のことを明記していた。

「ICRの任務は、国際運営グループ(フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、イギリス、アメリカ、ヨーロッパ連合、ヨーロッパ委員会およびNATOで構成された組織体)がコソボは解決書の条件を履行したと決定した時、終了しなければならない」(前掲、第5条2項)。

71. 事務総長は、「特別使節がコソボの将来の地位に関する報告書の中でした勧告およびコソボの地位解決のための包括提案の両方を完全に支持した」((事務総長から安全保障理事会議長宛ての2007年3月26日付書簡、S/2007/168)。安全保障理事会は、安全保障理事会に関する限りについて、コソボへの使節団を管理することを決定したが(コソボ問題に関する安全保障理事会使節団の報告書参照、S/2007/256、2007年5月4日)、しかし、コソボの最終地位に関する決定に達することができなかった。決議の原案は、理事会構成員の間に回覧されたが(ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、イギリスおよびアメリカによって主唱された決議原案参照、S/2007/437 Prov., 2007年7月17日)、しかし、数週後、安全保障理事会によって採択されないであろうということが明らかになって、撤回された。

72. 2007年8月9日から12月3日の間、ヨーロッパ連合、ロシアおよびアメリカの代表で構成されるトロイカの主催の下、コソボの将来の地位に関する更なる交渉が開催された。2007年12月4日、トロイカはその報告書を事務総長に提出したが、それは、徹底した交渉にもかかわらず、「当事者はコソボの地位について合意に達することはできず」、「いずれの側も主権という基本的な問題について譲る意図がなかった」という結論に達した(コソボに関するヨーロッパ連合、アメリカ、ロシアのトロイカの報告書、2007年12月4日、S/2007/723の付属文書)。

73. 2007年11月17日、コソボ議会、30の地方議会およびそれぞれの地方行政の長を選ぶ選挙が実施された（国連コソボ暫定行政ミッションに関する事務総長報告、S/2007/768）。コソボ議会は、その最初の会期を、2008年1月4日および9日に開催した（国連コソボ暫定行政ミッションに関する事務総長報告、S/2008/211）。

C. 2008年2月17日の出来事およびその後

74. 独立宣言が2008年2月17日に採択されたことは、この背景に反している。裁判所は、宣言の原文の言語がアルバニア語であることを承知している。本意見の目的のため、宣言の文章からの引用をする場合には、裁判所は、事務総長によって提出された書類に含まれている英語およびフランス語の翻訳を用いてきた。

その関連経過の中で、独立宣言は、その起草者たちが、「コソボの首都であるプリシュティナにおいて2008年2月17日に臨時の会合に召集された」（前文、第1項目）と述べている。また、次のことを述べている。即ち、「コソボの将来の政治的地位の問題に対するベルグラードとプリシュティナとの間の国際的に支持された交渉の数年を想起し」、そして、「両者の受け入れ可能な地位の結果を可能に出来なかったことを残念に思った」（前文、第10および第11項）と。独立宣言は、更に、起草者たちは、「コソボの人民に彼らの将来について明快性を与え、過去の衝突を超えて行動し、そして、コソボ社会の完全な民主的可能性を実現するために、解決されたコソボの地位を認めることを決心した」、と宣言した（前文、第13項）。

75. その本文において、2008年2月17日の独立宣言は、次のように述べている。

- 「1. 我々、民主的に選ばれた我々人民の指導者は、ここに、コソボは独立した主権国家であることを宣言する。この宣言は、我々の人民の意思を反映しており、かつ、この宣言は、国際連合の特別使節であるMartti Ahtisaariの勧告および同使節のコソボの地位解決のための包括提案に完全に従うものである。
2. 我々は、コソボが、法の下が無差別かつ平等の保護の原則によって導かれる、民主主義の、非宗教的および多民族の共和国であることを宣言する。我々は、コソボのすべての共同体の権利を保護および促進し、かつ、政治的および意思決定の過程へ共同体が効果的に参加するのに必要な条件を作り出さなければならない。
5. 我々は、国連安全保障理事会決議1244（1999）に基づきコソボに設けられた国際プレゼンスを通しての、我々の民主主義の発展の国際社会の継続的な支持を歓迎する。我々は、Ahtisaari計画の我々の履行を監督する国際文民プレゼンスおよびヨーロッパ連合主導の法の支配使節を招きかつ歓迎する。
9. 我々は、ここに、国連コソボ暫定行政ミッション（UNMIK）によって我々のために決定された事柄を含めて、コソボの国際義務を負う。
12. 我々は、ここに、特に、Ahtisaari計画に従ってコソボに課せられた義務を含めて、法的に本宣言に含まれる規定に合致しなければならないということを、明確に、具体的に、そして、

廃棄できないものと確信する。」

76. 独立宣言は、コソボ首相を含めたコソボ議会の120名のうちの109名によって、および、コソボ大統領（議会の構成員ではない）によって、2008年2月17日に開催された会合で採択された。コソボ・セルビア共同体を代表する10名の議会構成員およびコソボ・ゴラン共同体を代表する1名の議会構成員は、この会合に出席しないことを決定した。宣言は、2枚のパピルス紙に書かれ、読み上げられ、投票に付され、その後、全ての出席している代表者によって署名された。それは、事務総長の特別代表に渡されず、また、コソボ暫定自治政府組織の正式の広報に掲載されなかった。
77. 独立宣言が出された後、セルビア共和国は、宣言がセルビア領域の一部の力づくのかつ一方的な会議を表したものであり、セルビアにおいてもまた国際法秩序においても法的効果を生みださないことを述べる決定を採択した旨を事務総長に通知した（S/PV. 5839; 国連コソボ暫定行政ミッションに関する事務総長報告書、S/2008/211）。更に、セルビアからの要請があつて、2008年2月18日安全保障理事会の緊急の公式会合がもたれ、そこに、セルビア共和国大統領Boris Tadić氏が出席し、独立宣言をセルビア国会によって無効と宣言された違法な行為であると非難した（S/PV. 5839）。

IV. 独立宣言は国際法に適合しているかどうかという問題

78. 裁判所は今や総会によって提出された要請の内容に目を向けよう。裁判所は、2008年2月17日の独立宣言の「国際法」との適合を評価することが総会によって求められたことを想起する（総会決議63/3、2008年10月8日）。最初に、裁判所が一般国際法の下での独立宣言の合法性に関する問題に注意を向けることになるであろうが、現在は、独立宣言の背景に反して提出された問題が審議されるべきであり、そして、安全保障理事会決議1244（1999）が理解され適用されるべきである。この一般的な枠組みが一度決定されれば、裁判所は、安全保障理事会決議1244（1999）の法的関連性に目を向け、そして、本件要請によって生じかつ2008年2月17日の独立宣言の合法性に関連を有する問題に適用可能な国際法の下で、決議は特別の規則およびそれに続く義務を創出するかどうかを決定するであろう。

A. 一般国際法

79. 18世紀、19世紀および20世紀初頭の間、非常に多くの独立宣言の例が存在したが、しばしば、独立が既に宣言されていた国家によって激しく妨害された。時折、宣言が新しい国家の創出という結果となったが、そうはならなかった例も見られた。しかしながら、諸国家の実行は、全体として、宣言を公表する行為が国際法に反しているとみなされたことを示唆することは決してなかった。反対に、この期間の国家実行は、国際法は独立宣言の禁止を含んではいなかったという結論を明確に示している。20世紀下半期の間、非自治地域の人民および外国人の従属、抑制および搾取に支配される人民のために独立を達成する権利を創出するという方法で民族自決の国際法が発展した（比較せよ、安全保障理事会決議276（1970）にもかかわらず南アフリカが継続してナミビア（南西アフリカ）に留まることの諸国にとっての法的効果、勧告的意見、I. C. J. Reports 1971, pp. 31-32, paras 52-53. 東チモール（ポルトガル対オーストラリア）、判決、I. C. J. Reports 1995, p. 102, para. 29. パレスチナ占領地域における壁建設の法的効果、勧告的意見、I. C. J. Reports, 2004(I), pp. 171-172, para.

88)。非常に多数の新しい国家がこの権利の行使の結果として存在するに至った。しかしながら、この背景の外側にある独立宣言の例も存在した。後者の場合に当たる国家実行は、そのような場合において独立宣言をすることを禁止する新しい国際法の規則の出現を示してはいない。

80. 本件法的手続に参加した何人かは、法廷において、一方的独立宣言の禁止は、領土保全の原則に黙示的に含まれている、と主張した。

裁判所は、領土保全の原則が国際法秩序の重要な部分であり、国際連合憲章、特に第2条4項に記されていることを想起する。憲章第2条4項は、次のようである。

「すべての加盟国は、その国際関係において、武力により威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」

「国際連合憲章に従った国家間の友好関係および協力についての国際法の原則に関する宣言」と名付けられ、慣習国際法を反映している（ニカラグアにおけるおよび同国に対する軍事的・準軍事的活動事件（ニカラグア対アメリカ）、本案判決、I.C.J. Reports 1986, pp. 101–103, paras. 191–193）総会決議2625（XXV）において、総会は、「国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも慎まなければならないという原則」を繰り返し述べた。それから、この決議は、他の主権国家の領土保全を侵害することを慎む国家に課せられた様々な義務を列挙した。同様に、1975年8月1日のヨーロッパ安全保障および協力のヘルシンキ会議最終議定書は、「参加国は他の各参加国の領土保全を尊重する」（Art. IV）ことを規定した。それ故、領土保全の原則の範囲は、国家間の関係の分野に留められる。

81. 何人かの参加者は、特定の独立宣言を非難する安全保障理事会の決議を訴えた。それらは、とりわけ、南ローデシアに関する安全保障理事会決議216（1965）・217（1965）、北キプロスに関する安全保障理事会決議541（1983）およびスルプスカ共和国に関する安全保障理事会決議787（1992）である。

しかしながら、裁判所は、それらのすべての例において、安全保障理事会は、それらの独立宣言がなされた時点で存在していた具体的状況に関して決定をしていたということに注目する。即ち、独立宣言に付された違法性は、これらの宣言の一方的性格から生じたのではなく、それらが違法な武力の行使又は一般国際法、特に、絶対的性格（強行規範）の一般国際法の規範の多大な違反と結びついてるか又は結び付けられるであろうという事実起因していたのである。コソボの関連においては、安全保障理事会はこの立場を取ってはこなかった。上に列挙した決議の例外的な性格は、裁判所にとっては、一方的独立宣言に対して一般的な禁止が安全保障理事会の実行から結論付けられないということを確認しているように思われる。

82. 本件法的手続への多くの参加者は、ほとんどすべての例において第2の主張としてのみなされたのであるが、コソボの人々は、民族自決の権利の表現としてか、或いは、コソボの事態が直面している「救済的分離」の権利と彼らが述べるところのものに従って、独立国家を作る権利を持っているということを主張した。

裁判所は、既に、20世紀下半期における国際法の主要な発展の一つは民族自決権の展開であった、ということに注目した（上述79項目参照）。非自治地域の文脈および外国の従属、抑圧および搾取に支配されている人民の外側で、民族自決の国際法が既存の国家の人々の一部に対してその国家から分

離する権利を与えているかどうかは、根本的に異なる見解が法的手続に参加しそして問題に対する立場を述べている人達によって述べられている、そのような問題である。国際法が「救済的分離」の権利を規定しているかどうか、そして、そうであるとすれば、それはどのような状況においてであるのかに関して、類似の相違が存在した。また、立場を維持する何人かの参加者は「救済的分離」の権利を生じさせる状況が現実にコソボに存在するかどうかに関して全く異なった見解があった。

83. 裁判所は、本件においてこれらの問題を解決する必要はないと考える。総会は、独立宣言が国際法に適合しているかいないかに関してのみ意見を要請した。しかしながら、民族自決権の範囲および「救済的分離」の権利の存在に関する論議は、国家から分離する権利に関する。裁判所が既に注目したように（上述49項目から56項目）、そして、ほとんどすべての参加者が賛成したように、その論点は、総会によって提出された問題の範囲を超えている。本件問題に答えるために、裁判所は、独立宣言が一般国際法か又は安全保障理事会決議1244（1999）によって創出された特別法に違反しているかどうかを決定しさえすればよいのである。

84. 既に与えられた理由のために、裁判所は、一般国際法は独立宣言の禁止に適用可能な法を含んでいないと考える。したがって、2008年2月17日の独立宣言は一般国際法に違反していなかったという結論になる。その結論に至ったので、次に、裁判所は、1999年6月10日に採択された安全保障理事会決議1244の法的関連性に目を向ける。

B. 安全保障理事会決議1244（1999）およびその下に創出されたUNMIKの憲法枠組

85. 国際連合憲章の法的枠組の範囲内で、とりわけ、憲章第24条、25条および第VII章に基づいて、安全保障理事会は、国際法上の義務を課す決議を採択することができる。裁判所は、多くの機会にそのような安全保障理事会決議を解釈し適用する機会を得てきた、そして、一貫してそれらを国際法上の義務の枠組の一部として扱ってきた（安全保障理事会決議276にもかかわらず南アフリカが継続してナミビア（南西アフリカ）に留まることの諸国にとっての法的効果、勧告的意見、I. C. J. Reports 1971, p. 16）； ロッカビーにおける航空機事故により生じた1971年モントリオール条約の解釈および適用の問題に関する事件（リビア対イギリス）、仮保全措置、1992年4月14日命令、I. C. J. Reports 1992, p. 15, paras. 39-41； ロッカビーにおける航空機事故により生じた1971年モントリオール条約の解釈および適用の問題に関する事件（リビア対アメリカ）、仮保全措置、1992年4月14日命令、I. C. J. Reports 1992, pp. 126-127, paras. 42-44）。決議1244（1999）は、明白に、国際連合憲章第VII章に基づいて安全保障理事会によって採択され、それ故、明らかに国際法上の義務を課している。裁判所は、特別にコソボの事態を扱う決議1244（1999）が現在の事態における法的関連性の一部であるという事実に参加者の誰もが疑問を持たなかった、言うことに注目する。

86. 裁判所は、コソボの問題について採択された多くの他の安全保障理事会決議が存在することに注目する。特に、安全保障理事会決議1160（1998）、1199（1998）、1203（1998）および1239（1999）である。しかしながら、裁判所は、決議1244（1999）以前に採択された安全保障理事会の決議について意見を述べる必要はないと認識する。そのことは、同決議の前文第2項目において想起されている。

87. 一定の数の参加者は、UNMIKのために事務総長特別代表によって採択された規則、特に、憲法枠組（上述62項目参照）も総会の要請の意味の範囲内の適用可能な国際法の部分を構成するかどうかという問題を扱ってきた。

88. 特に、憲法枠組は国際法の性格というよりも国内法の行為であると、裁判所において主張されてきた。その主張によれば、憲法枠組は、本件において適用可能な国際法の一部ではなく、それ故、独立宣言の国際法との適合性の問題は、総会の要請の範囲の外側に入ることになる。

裁判所は、憲法枠組を公表した規則2001/9を含めたUNMIK規則は、安全保障理事会決議1244（1999）、とりわけ、その第6項、第10項および第11項に由来し、それ故、最終的には国際連合憲章に由来する権限に基づいて、事務総長特別代表によって採択されていることを承知している。憲法枠組は、その拘束力を、決議1244（1999）の拘束的性格、それ故、国際法に由来している。その意味において、それ故、憲法枠組は、国際法的性格を有する。

89. 同時に、裁判所は、憲法枠組は決議1244（1999）に従って作りだされた特別の法秩序の一部として作用するものであることを認めるものであるが、この特別の法秩序は、コソボにおいてのみ適用可能であり、そして、その目的は、決議1244（1999）によって確立された暫定的な時期の間、通常は国際法というよりはむしろ国内法の主題である問題を規律することにある。規則2001/9は、憲法枠組は次のために発布されたという声明で始まる

「最終的な解決がなされる前に意味のあるコソボの自治政府を発展させること、および、コソボの人民の自由で公平な選挙への参加を通して、立法、行政および司法の分野に自治政府の暫定組織を樹立することを目的に」。

したがって、憲法枠組は、暫定期間の間、コソボ行政のために採択された法の中心部分として施行された。それが作り出した組織は、その法典の範囲内で有効となる決定を行う権限を憲法枠組によって与えられた。特に、コソボ議会は、事務総長特別代表の権限に優先することを前提に、その法秩序の範囲内で法を有効にする立法を採択する権限が与えられた。

90. 裁判所は、安全保障理事会決議1244（1999）および憲法枠組の両者が、事務総長特別代表に国際連合コソボ暫定行政ミッションの権限に基づいて樹立された暫定自治政府組織に関する多くの監督権限を委ねている。上述のように（58項目参照）、安全保障理事会決議1244（1999）は、「暫定民主的自治政府組織の発展を確立し監督する間、過渡的行政を提供するコソボの暫定行政を目論んでいる」（第10項）。決議1244（1999）は、更に、「国際文民プレゼンスの主要な責任は、政治的な解決がなされるまでの間、選挙の実施を含め、民主的で自治的な政府のための暫定機構を組織し、その発展を監督することを含むであろう」（第11項目（c））と述べている。同様に、上述のように（62項目参照）、憲法枠組の下において、暫定自治政府機構は、安全保障理事会決議1244（1999）の履行において事務総長特別代表と共同して活動しかつその指示に従った。

91. 裁判所は、安全保障理事会決議1244（1999）および憲法枠組は2008年2月17日の時点で有効かつ適用可能であったことに留意する。安全保障理事会決議1244（1999）の第19項は、「国際文民および安全保障プレゼンスは、12か月の先行期間の間に確立され、その後安全保障理事会が異なる決定をしない限り継続する」と明確に規定する。決議1244（1999）を変更する決定は、2008年2月18日に開催さ

れた会合において安全保障理事会によってとられていない。その会合において、独立宣言が最初に討議され、その後の会合において討議された。2008年11月26日の議長声明 (S/PRST/2008/44) は、単に、「安全保障理事会決議1244 (1999) の枠組の範囲内で、国際連合と他の国際行為者との間の協力を歓迎する」(強調付加) と述べる。加えて、安全保障理事会決議1244 (1999) の第21項にしたがって、安全保障理事会は、「問題に積極的に対応し続けること」を決定し、その議題に関する「安全保障理事会決議1160 (1998)、1199 (1998)、1203 (1998)、1239 (1999) および1244 (1999)」の事項を維持した(参照、最も最近では、安全保障理事会報告、2008年8月1日—2009年7月31日、総会、公式記録、64回総会、補遺 第2号、pp. 39ff. および132ff)。更に、憲法枠組は、「SRSGが、この憲法枠組に修正をもたらすことができる」と規定する。少しの修正がUNMIK規則により、2002年5月3日 UNMIK/REG/2002/9、2007年10月4日 UNMIK/REG/2007/29、2008年1月8日 UNMIK/REG/2008/1 および2008年2月8日 UNMIK/REG/2008/9に従ってもたらされた。最後に、安全保障理事会決議1244 (1999) も憲法枠組も終了を規定する条項を含んでおらず、廃止もなされなかった。それ故、それらは、2008年2月17日にコソボに広がっている事態に適用可能な国際法であった。

92. 加えて、事務総長特別代表は、コソボにおいて彼の職務を行うことを続けている。更に、事務総長は、安全保障理事会決議1244 (1999) の第20項によって求められているので、安全保障理事会に対して定期的報告を提出することを続けてきた(参照、最も最近のものは、2010年4月6日の国際連合コソボ暫定行政ミッションに関する事務総長報告、S/2010/169、これ以前の報告として、2008年11月24日のS/2008/692、2009年3月17日のS/2009/149、2009年6月10日のS/2009/300、2009年9月30日のS/2009/497および2010年1月5日のS/2010/5)。

93. 以上述べてきたことから、裁判所は、安全保障理事会決議1244 (1999) および憲法枠組は、勧告的意見の要請において総会によって述べられた問題に答えるのに検討されるべきである国際法の一部を構成すると結論する。

1. 安全保障理事会決議1244 (1999) の解釈

94. さらに続ける前に、裁判所は、安全保障理事会の決議の解釈において幾つかの関連要因を想起しなければならない。条約法に関するウィーン条約の第31条および第32条に示されている条約解釈の規則は手本を提示してはいるが、安全保障理事会決議と条約の相違は、安全保障理事会決議の解釈が、他の要因が考慮されることを求めていることを意味する。安全保障理事会決議は、単一の集合の組織体によって出され、条約の締結に用いられる場合と非常に異なる過程を通して起草される。安全保障理事会決議は、憲章第27条に規定される投票過程の生産物であり、そのような決議の最終的な文章は、組織体としての安全保障理事会の見解を表している。更に、安全保障理事会決議は、それらの明確な表現の中で決議がいかなる役割を果たすかどうかに関係なく、すべての加盟国を拘束することができる(安全保障理事会決議276 (1970) にもかわらず南アフリカが継続してナミビア(南西アフリカ)に留まることの諸国にとっての法的効果、勧告的意見、I. C. J. Reports 1971, p. 54, para. 116)。安全保障理事会決議の解釈は、裁判所が、それらの決議の採択の時になされた安全保障理事会構成国代表による陳述、同じ問題に関する安全保障理事会の他の決議、それに加えて、それらの当該決議によって影響を受ける国際連合の関連諸機関および諸国家のその後の実行を分析することを要求して

いる。

95. 裁判所は、最初に、決議それ自身の中に、安全保障理事会は、「1. コソボ危機の政治的解決は、付属書1にある一般原則と更にその原則に精密化されたことおよび付属書2にある他の要求された要因に基づかなければならないということを決めた」ので、決議1244（1999）は、付属書1および2に述べられている一般原則と結び付けて読まれなければならないということに留意する。それらの一般原則は、コソボにおける暴力と抑圧の終了を確保することによって、および、暫定行政の樹立によって、何よりもまずコソボ危機を和らげることを求めた。長期的解決もまた考察されたが、決議1244（1999）は次の文章で始められた。

「ランブイエ合意およびユーゴスラビア連邦共和国と周辺地域の他の国家の主権と領土保全の原則並びにKLAの非武装化を十分に考慮して、コソボの実質的な自治政府を規定する暫定的政治枠組の合意へ向けての政治過程」（1999年6月10日の安全保障理事会決議1244（1999）、付属文書1、第6原則、同付属文書2. para. 8）

更に、決議1244（1999）の前文第10項目はユーゴスラビア連邦共和国の主権と領土保全を想起したことを想起する必要がある。

96. 安全保障理事会決議1244（1999）の主要な特性を概観したが（58項目および59項目参照）、裁判所は、次に、この決議の3つの異なる特徴がその主題と目的を見分けることに関連することを述べる。

97. 第1に、決議1244（1999）は、コソボの統治に対して十分な文民と政治権限および唯一の責任を持ってコソボにおける国際的文民および安全保障プレゼンスを確立する。上述のように（60項目参照）、1999年6月12日、事務総長は、安全保障理事会に対してUNMIKの下での文民プレゼンスの全体的な組織に関する彼の予備的操作構想を提出した。1999年7月25日、事務総長特別代表は、UNMIK規則1999/1を発布したが、それは、安全保障理事会決議1244（1999）の採択の日である1999年6月10日に発効したとみなされた。この規則の下では、「司法部の運営を含めて、コソボに関するすべての立法部および行政部の権限」は、UNMIKに付与されており、特別代表によって行使された。合わせて考察すると、それ故、決議1244（1999）およびUNMIK規則1999/1は、その時点でコソボ領土において効力のある法秩序に取って代わり、国際的な領域行政を立ち上げるという効果を持った。この理由のため、決議1244（1999）に基づいて配置されたコソボにおける文民および安全保障のプレゼンスの樹立は、文民、政治および安全保障の側面に関する例外的な措置として理解されなければならない、1999年に当該領域に存在する危機に向けられたものでなければならない。

98. 第2に、決議1244（1999）に含まれた解決、即ち、暫定国際領域行政の履行は、人道目的のために計画されたのであるが、その目的とは、即ち、コソボの安定化および危機に囲まれた地域に基本的な公的秩序の再建のための手段を提供することである。このことは、その前文の第2項の中で、1999年5月14日に採択され、安全保障理事会がその中で「コソボにおけるおよびコソボの周辺の人道的危機に重大な関心」を表明した安全保障理事会決議1239を想起する決議1244（1999）それ自体の文脈において明らかになっている。決議1244（1999）の第11項において確認されている優先性は、1999年6月12日の事務総長の報告書（上述60項目）に述べられたコソボの統治に関する所謂「4本の柱」に更に詳述された。これらの「4本の柱」、即ち、暫定文民行政、人道問題、制度建設および再建を強調するこ

とによって、そして、これらの中心となる構成要素に対する責任を異なる国際組織および機関に割り当てることによって、決議1244（1999）は、安定化および再建をもたらすことを明確に意図していた。コソボ暫定行政は、コソボ領域に対してセルビアの主権行使が継続することから生じるセルビアの権限行使を一時的に停止するように企てられていた。決議1244（1999）の下に樹立される法体制の目的は、暫定国際プレゼンスの庇護の下にコソボ自治政府の地方制度の発展を樹立し、組織しおよび監督することであった。

99. 第3に、決議1244（1999）は、明らかに、暫定体制を樹立する。即ち、それは、コソボ領域に永続的な制度枠組を適所に配置するものと理解することはできない。この決議は、単に、交渉過程の成果を前もって判断することなしに、コソボの将来の地位に対する望ましい交渉による解決を促進することをUNMIKに委ねたのであった。
100. それ故、裁判所は、決議1244（1999）の対象と目的は、決議が明確に保留している範囲を除いて、セルビアの法秩序に取って代わり、かつ、コソボの安定化を目指す一時的で、格別な法体制を樹立することであり、そして、暫定的な基礎に基づいてそのことをなすように企図されていたと結論する。

2. 独立宣言は安全保障理事会決議1244（1999）およびその下で採択された措置に適合しているかどうかの問題

101. 裁判所は、今や、安全保障理事会決議1244（1999）又はその下で採択された措置が、2008年2月17日の独立宣言を採択した人々に対して適用可能な、独立宣言を発することに関して特別の禁止を導入しているかどうかという問題に目を向けるであろう。この問題に答えるために、最初に必要なことは、上述52項目で説明したように、裁判所がその宣言を発したのが誰であるかを正確に決定することである。

(a) 独立宣言の起草者の身元

102. 裁判所は、2008年2月17日の独立宣言が、暫定自治政府組織の一つであり、憲法枠組の第9章の下に設立された「コソボ議会」の行為であったかどうか、又は、宣言を採択した人々が異なる資格で行動したのかどうか、を決定する必要がある。
103. 裁判所は、この問題に関して異なる見解が表明されてきたことに注目する。一方では、宣言が採択された会合は、憲法枠組の限度内で暫定自治政府組織として作用するコソボ議会の会期であったことが、裁判所における法的手続きにおいて示されてきた。他の参加者は、それらの下で宣言が採択された記録の言語および周囲の事情は、2008年2月17日の宣言は暫定自治政府組織の作業ではなかったこと、および、暫定期間中にコソボ政府のために作りだされた法的枠組の範囲内で効力を生じなかったということを明らかに示していることを認識してきた。
104. 裁判所は、独立宣言が採択された2008年2月17日の会合の開始の際に、コソボの議会議長および総理大臣がコソボの議会と憲法枠組に言及したことに注目する。しかしながら、裁判所は、独立宣言が、

その採択に先立つ事項を考慮しながら、特に、所謂「最終的地位の過程」（64項目から73項目参照）に関連付ながら、より大きな文脈において考察されなければならない、と考える。安全保障理事会決議1244（1999）は、ほとんどすべて、コソボ自治政府の暫定枠組を設立することに関係するものであった（上述58項目参照）。たとえ、決議の採択時に、コソボの最終的地位が、決議によって設定された枠組から生じるであろう、および、その枠組みの範囲内で展開されるであろう、ということが期待されたとしても、最終的地位の過程の明確な輪郭は、安全通所理事会決議1244（1999）によって未解決のままであった。それ故に、決議の第11項、特に、(d)、(e) および (f) は、「ランブイエ合意を考慮しながら、コソボの将来の地位を決定するように意図された政治プロセスを促進すること」および「最終段階において、コソボの暫定機構から政治的解決に基づいて確立された機構への権限の移行を監督すること」へのUNMIKの責任が果たされる限りにおいてのみ、最終的地位を扱う。

105. 独立宣言は、最終的地位の交渉が失敗に終わり、将来のコソボに対する重大な機会に至ったという起草者の認識を反映している。宣言の前文は、「我々の将来の政治的地位の問題に対するベルグラードとプリステynaとの間の国際的に支持された交渉の数年」に言及し、そして、「相互に受け入れ可能な地位の結果が可能ではなかった」ということを宣言が述べているがゆえに、最終的地位の交渉の失敗という文脈の中に宣言を明確に位置付けている（前文第10項および第11項）。そこから続けて、独立宣言の起草者は、コソボの地位を「解決し」かつコソボの人民に「彼らの将来について明瞭性」を与えるという彼らの決定を強調する（前文第13項）。この用語は、宣言の起草者は、コソボ暫定自治行政の標準的な枠組みの範囲内で行動することを求めるのではなく、コソボを「独立した主権国家として」（第1項）確立することを目標としていたことを示している。独立宣言は、それ故、それを採択した者たちによって、暫定段階のために創出された法秩序の範囲内で効力を持つことを意図したのではなく、そのようにすることも出来なかった。反対に、裁判所は、その宣言の起草者は、その法秩序によって創出され、かつ、その法秩序の範囲内で行動する権限を与えられた制度の中で行動せず又は行動することを意図せず、むしろ、その意義と効果がその秩序の外にあると思われる措置を採択することを企てたと考える。

106. この結論は、宣言の起草者は、コソボの国際義務、とりわけ、UNMIKによってコソボのために創出された（独立宣言第9項）、および、コソボが宣言になされた約束によって第三国に対して拘束されていると明確かつ厳粛に宣言された（同第12項）国際義務を履行することを約束したという事実によって強化される。対照的に、憲法枠組体制の下で、コソボの対外関係の処理に関するすべての事項は、事務総長特別代表の排他的特権であり、次の事項においては、暫定自治政府との協議および協力することのみで事務総長特別代表が処理できるのである。

「(m) UNSCR 1244(1999)の範囲内のすべての事項において国家および国際組織と協定を締結すること；

(n) UNMIKに代わって加盟した国際協定における約束の履行を監督すること；

(o) 国家および国際組織との関係を含む対外関係...

（憲法枠組の第8章1項「SRSRGに留保された権限および責任」）

107. 宣言の表現のある特徴およびその採択の状況もまた同じ結論を示している。宣言の原本であるアルバニア語の表現（唯一の真正な本文である）においては、宣言がコソボ議会の作業であることはどこにも言及されていない。「コソボ議会」という用語は、事務総長に代わって提出された書類に含

まれている英語および仏語の翻訳にのみ宣言の冒頭にみられる。宣言に用いられている言語は、コソボ議会の制定法に用いられる言語とは異なり、宣言の最初のパラグラフは「我々、民主的に選ばれた人民の指導者は…」という言葉で始められるのに対し、コソボ議会の制定法は三人称単数を用いる。

更に、宣言に関して用いられる手続は、立法の採択に関してコソボ議会によって用いられる手続とは異なっていた。特に、宣言は、それが採択されたときに、コソボ議会の構成員ではなかった（上述76項目に留意されている）コソボ大統領を含めて、すべての出席議員によって署名された。事実、独立宣言を採択した人々を「民主的に選ばれた我々人民の指導者」と自分自身を表示したことは、本文（「ここに、コソボが独立の主権国家であると宣言する」第1項）の範囲内で実際の独立宣言の直前に先行する。宣言は、公式の公報への公表に関して事務総長特別代表へ送られなかったということも注目に値する。

108. 独立宣言に対する事務総長特別代表の反応もいくらかの意義がある。憲法枠組は、特別代表に対して暫定自治政府機構の行動を監督し、かつ、一定の状況においては、その効力を無効にする権限を与えた。以前の機会に、特に、コソボ議会がコソボの独立を促進する主導権を取った時である2002年から2005年の間の時期において、特別代表は、多くの行動を、それらが「[議会の]権限の範囲を超えて」と看做され（国際連合書類第189号、2003年2月7日）、それ故に、コソボ議会の権限の外にあるということを根拠に憲法枠組と両立しないものとした。

2008年2月17日の独立宣言に直面しての事務総長特別代表の沈黙は、宣言が、彼が責任を有して監督の対象となっている法秩序の範囲内で効力を生じると意図される暫定自治政府機構の行為であると考えなかったことを示している。実行が示しているように、事務総長特別代表は、彼が権限逸脱と考えるコソボ議会の行為に関して行動を取る義務の下にあった。

裁判所は、2008年3月28日に安全保障理事会に提出された国際連合コソボ暫定行政ミッションに関する事務総長の報告書が、「コソボ議会は、コソボが独立の主権国家であると宣言する『独立宣言』を採択する会期を開催した」と述べているということを受け入れる（国際連合文書S/2008/211、第3項）。これは、UNMIK活動の通常の定期的な報告であり、その目的は、安全保障理事会にコソボにおける発展について報告することであった。それは、宣言やそれを採択した人々が行動した能力の法的分析として意図されたものではなかった。

109. したがって裁判所は、すべての要因を全体的に把握すれば、2008年2月17日の独立宣言の起草者は、憲法枠組の範囲内で暫定自治政府機構の一員として行動するのではなく、むしろ、暫定行政の枠組の外でコソボ人民の代表者として、その力を総合して行動したとの結論に行き着くのである。

(b) 独立宣言の起草者は安全保障理事会決議1244（1999）又はそのもとで採択された措置に違反して行動したかどうかという問題

110. 独立宣言の起草者の身元を確認したので、裁判所は、宣言を公表した彼らの行為が安全保障理事会決議1244（1999）又はそれに従って採択された憲法枠組に含まれる禁止に反していないかどうかという問題に目を向けよう。

111. 裁判所は、この問題が本件法的手続において議論の分かれる問題となってきたことを想起する。

法的手続への参加者の何人かは、2008年2月17日の独立宣言は安全保障理事会決議1244（1999）によって設立された国際プレゼンスに終了をもたらす一方的な試みであり、決議が述べる結果は安全保障理事会の決定それ自体によってのみ達成することができる、と主張してきた。この立場は、また、コソボの永久的解決は、コンタクト・グループの指導原則に定められているように、関係するすべての当事者の合意（特に、セルビア共和国の同意を含む）によってか、又は、コソボの具体的な最終的地位を是認する具体的な安全保障理事会決議によってもつぱら達成することができると主張してきた。この見解に従えば、独立宣言の起草者によってなされた一方的行動は、安全保障理事会決議1244（1999）と適合することができず、したがって、当該決議の違反となる。

112. 他の参加者は、安全保障理事会決議1244（1999）がコソボ独立の可能性を妨げたり排除するものではなかったということを裁判所に対して述べてきた。彼らは、決議は、コソボの暫定行政を規制するにすぎず、その最終的又は永久的地位を規制するものではないと主張した。特に、この議論は、安全保障理事会決議1244（1999）は、独立宣言の発布を禁止する又はそれを無効とする国際法に従って義務を創出するものではなく、かつ、独立宣言の起草者をその名宛人としていない、という方向に進められる。この立場に従えば、もし、安全保障理事会が独立宣言を排除したいと思ったならば、スルプスカ共和国に関する決議787（1992）においてなされたように、安全保障理事会は、決議のテキストに明白で議論の余地のない語句でそのようにしたのであろう。加えて、安全保障理事会決議1244（1999）の付属文書において、ランブイエ合意に言及し、間接的に、コソボの「人民の意思」（ランブイエ合意の第8章3項参照）に言及したことは、安全保障理事会決議1244（1999）は、独立宣言に反していなかったのみならず、実際には、独立宣言を予期していた、という見解を支持すると主張された。これらの他の参加者は、少なくとも、一度は交渉の過程が尽くされたのであり、安全保障理事会決議1244（1999）は、もう、独立宣言に対する妨げとはならなかった、と断言した。

113. 決議1244（1999）が2008年2月17日の独立宣言の起草者にセルビア共和国からの独立を宣言することを禁じているかどうかという問題は、この決議を注意深く読むことを通してのみ答えることができる。

114. 第1に、裁判所は、安全保障理事会決議1244（1999）は、本来は、コソボの最終的地位を確立する長期的な政治プロセスを切り開くことを目的に、コソボの暫定体制を創出することを意図していたということを認める。決議は、コソボの最終的地位又はその達成を扱う規定を含んでいなかった。

このことに関して裁判所は、安全保障理事会の同時期の実行は、安全保障理事会が領域の永久的な地位に関する制限的な条件を確定することを決定してきたような状況においては、それらの条件は、適切な解決に特定化されているということを示していることに留意する。例えば、実際の状況はコソボの事態と異なっていたが、決議1244（1999）採択のわずか19日後に、安全保障理事会は、1999年6月29日の決議1251において、「キプロスの安定は、単一の主権と国際人格を持ったキプロスという国家および保護されたその独立と領土保全を持った単一の市民権に基づかなければならない」（第11項）というその立場を再確認した。それ故、安全保障理事会はキプロスの永久的地位に関連する特定の条件を述べたのである。

対照的に、決議1244（1999）の下では、安全保障理事会は、それ自身コソボにおける事態の最終的決定を留保しておらず、コソボの最終的地位のための条件に関して沈黙したままであった。

それ故、決議1244（1999）は、二つの文書が異なるレベルで作用しているがゆえに、2008年2月17日の独立宣言の発布を排除していない。即ち、決議1244（1999）とは異なり、独立宣言はコソボの地位を最終的に決定する試みなのである。

115. 第2に、既に述べたように（58項目参照）、安全保障理事会決議1244（1999）の名宛人の問題に目を向けると、同決議は、「国際連合の主催の下、国際文民・安全プレゼンスのコソボにおける展開」（第5項）のための一般的枠組を目指すものである。それは、ほとんど、国際連合構成国および事務総長と彼の特別代表のような国際連合の機関に対して義務および権限付与を創出することに関係する（特に、安全保障理事会決議1244（1999）の第3項、第5項、第6項、第7項、第9項、第10項および第11項参照）。決議1244（1999）が明確に他の行為者に言及している唯一の点は、一方では、「コソボ解放軍およびその他のコソボ・アルバニア武装集団が直ちにすべての攻撃行為を終了し、非武装化の要件に従うこと」（第15項）、そして、他方において、「国際安全プレゼンスを含むすべての関係者による前のユーゴスラビアの国際法廷との完全な協力」（第14項）という安全保障理事会の要請に関係する。安全保障理事会決議1244（1999）の本文には、安全保障理事会が、それを超えて、そのような他の行為者に宛てて、行為する特定の義務又は行為することの禁止を意図していたことを示すものはない。
116. 裁判所は、これに関し、安全保障理事会が国際連合構成国および政府間国際組織以外の行為者に対し要請をすることは珍しいことではなかったということを想起する。より具体的に言うと、安全保障理事会決議1244（1999）以前にコソボの問題に関して採択された多くの安全保障理事会決議は、その名によって、コソボ・アルバニアの指導者に向けられた要請を含んでいた。例えば、決議1160（1998）は、「必須条件なしに政治的地位の問題に関する意味のある対話に緊急に入るベルグラードの権力およびコソボ・アルバニア社会の指導者を要請していた」（決議1160（1998）、4項）。決議1199（1998）は、コソボ・アルバニアの指導者に関する4つの異なる要請を含んでいた。即ち、人道的状況を改善すること、ユーゴスラビア連邦共和国との対話に入ること、平和的手段によってのみ彼らの目標を追い求めること、および、前のユーゴスラビアの国際刑事法廷の検察官と十分に協力すること、である（決議1199（1998）、第2項、第3項、第6項および第13項）。決議1203（1998）は、「コソボ・アルバニアの指導者およびコソボ・アルバニア社会のすべての他の構成者は決議1160（1998）および1199（1998）に完全かつ速やかに従い、並びに、OSCEコソボ検証ミッションと十分に協力することを要求した」（決議1203（1998）、第4項）。同じ決議1203（1998）は、また、「コソボ・アルバニアの指導者に対して、前提条件なしに且つ国際的な関与を以って意味のある対話に直ちにはいること、および、明確な予定表により、危機の終了とコソボ問題の交渉を経た政治的解決へと導くこと」を要請し、「コソボ・アルバニアの指導者およびすべての他の関係者はOSCE検証ミッションおよび他の国際職員の移動の自由を尊重すること」を要求し、「コソボ・アルバニアの指導者はすべてのテロリストの行動を非難することを強く主張し」、そして、コソボ・アルバニアの指導者は、人道的状況を改善しかつ差し迫っている人道的大惨事が起きるのを防ぐことを要求した（決議1203（1998）、第5項、第6項、第10項および第11項）。
117. コソボ・アルバニアの指導者および他の行為者にこのように言及したことは、「すべての関係者」（第14項）といういくらか一般的な言及にもかかわらず、安全保障理事会決議1244（1999）の本文から外れている。安全保障理事会決議を解釈する場合に、裁判所は、個々別々に、すべての関連事情を

考慮して、安全保障理事会が誰に対して拘束力ある法的義務を創出することを意図していたかを確かめなければならない。決議に用いられる言語は、これに関して重要な標識として利用できる。一般に安全保障理事会決議の拘束力に関して裁判所によって取られてきたアプローチは、これに係するものに細部に必要な変更を加えて用いることである。この文脈において、裁判所は、次のような以前に述べたことを想起する。

「安全保障理事会の決議の言語は、その拘束力に関して結論がなされる前に、慎重に分析されるべきである。第25条の下における権限の性質を考慮して、それらの権限が実際に行使されたかどうかという問題は、解釈されるべき決議の用語、決議に至る討議、発動された憲章の条項、および、一般に、安全保障理事会の決議の法的効果を決定するのに助けとなると思われるすべての事情に注意を払って、それぞれの事件ごとに決定されるべきである。」（安全保障理事会決議276（1970）にもかかわらず南アフリカが継続してナミビア（南西アフリカ）に留まることの諸国にとっての法的効果、勧告的意見、I. C. J. Reports 1971, p. 53, Para. 114.）

118. このことを覚えているので、裁判所は、安全保障理事会決議1244（1999）が、独立宣言の起草者に対する拘束力を持って、独立を宣言することに対する禁止を含んでいるという主張を受け入れることはできない。また、そのような禁止を、その文脈で理解される決議の言語からおよびその目的と意図から引き出すことはできない。安全保障理事会決議1244（1999）は、この点に関して精々多義的であるというにすぎない。決議の目的と意図は、詳細に説明されてきたように（96項目から100項目参照）、最終的地位の問題に関して最終的な決定を行うことなく、コソボの暫定行政の樹立にある。決議の本文は次のように説明している。

「国際文民プレゼンスの主要な責任は、政治的解決がなされるまでの間民主的かつ自治的な自治政府のために暫定機構の展開を組織し監督することを含むであろう。」（決議の第11項（c））

本件法的手続にしばしば引用された「政治的解決」の語句は、この結論を改めるものではない。第1に、その言及は、国際文民プレゼンス、即ち、コソボの事務総長特別代表およびUNMIKで他の行為者ではない国際文民プレゼンスの責任を列挙する文脈の範囲内でなされている。第2に、この問題に関して裁判所に提出された様々な見解が明らかにしているように、「政治的解決」の用語は種々の解釈に左右される。それ故、裁判所は、安全保障理事会決議1244（1999）のこの部分は、特に2008年2月17日の宣言の起草者に向けられた、独立を宣言することに対する禁止含むように解釈することはできないと結論する。

119. 裁判所は、それ故に、安全保障理事会決議1244（1999）が、2008年2月17日の宣言の起草者がセルビア共和国からの独立宣言を発するのを禁じてはいなかったと判定する。したがって、独立宣言は、安全保障理事会決議1244（1999）に違反していなかった。

120. それ故、裁判所は、2008年2月17日の独立宣言がUNMIKの保護の下に制定された憲法枠組に違反したかどうかという問題に目を向ける。憲法枠組の第5章は、コソボ暫定自治政府機構の権限を決定している。独立宣言の公布は、憲法枠組に述べられているように暫定自治政府機構の権限の外にある行為であるということは、裁判所の法的手続に参加した多くの国によって主張された。

121. しかしながら、2008年2月17日の独立宣言は、暫定自治政府機構によって発布されたものではなく、

また、暫定機構が作用していた法秩序の範囲内で、効力を有することを意図されたものでなく、又は、実際に効力有したものでない、ということは、裁判所が既に判定した（上述102項目から109項目参照）。独立宣言の起草者は、暫定自治政府機構の行動を管理するために設けられた権限と責任の枠組によって拘束されていなかったということになる。したがって、裁判所は、独立宣言は憲法枠組に違反していなかったと判定する。

V. 全体の結論

122. 以上、裁判所は、2008年2月17日の独立宣言の採択は、一般国際法、安全保障理事会決議1244（1999）又は憲法枠組に違反していなかったと結論した。したがって、当該宣言の採択は適用可能ないかなる国際法規にも違反していなかった。

123. 以上の理由により

裁判所は、

(1) 全会一致で、

裁判所は要請された勧告的意見を与える管轄権を有する、と判決する。

(2) 9対5で、

勧告的意見の要請に従うことを決定する。

賛成：裁判所所長：小和田、裁判官：アル・ハサウネ、バーゲンソール、ジンマ、エブラヒム、セプルベダ＝アモール、カンセド・トリンダージ、ユスフ、グリーンウッド

反対：裁判所次長：トムカ、裁判官：コロマ、キース、ベヌーナ、スコトニコフ

(3) 10対4で、

2008年2月17日に採択されたコソボ独立宣言は国際法に違反していなかったとの意見である。

賛成：裁判所所長：小和田、裁判官：アル・ハサウネ、バーゲンソール、ジンマ、エブラヒム、キース、セプルベダ＝アモール、カンセド・トリンダージ、ユスフ、グリーンウッド

反対：裁判所次長：トムカ、裁判官：コロマ、ベヌーナ、スコトニコフ

2010年7月22日、ハーグ、平和宮において英文および仏文で作成され、英文の本文が正文である。2通作成し、1通は裁判所記録保管所に保管し、他の1通は国際連合事務総長に送られる。

(署名) 小和田 恒
裁判所所長

(署名) フィリップ クーパー
裁判所書記

裁判所次長のトムカは裁判所の勧告的意見に宣言を付加する。裁判官コロマは裁判所の勧告的意見に反対意見を付加する。裁判官ジンマは裁判所の勧告的意見に宣言を付加する。裁判官キースおよびセプルベダ＝アモールは裁判所の勧告的意見に分離意見を付加する。裁判官ベヌーナおよびスコトニコフは

裁判所の勧告的意見に反対意見を付加する。裁判官カンセード・トリンダージおよびユスフは裁判所の勧告的意見に分離意見を付加する。

(頭文字を記す) H. O.

(頭文字を記す) Ph. C.